

意見募集でいただいたご意見に対する回答一覧

関西電力株式会社

電力流通事業本部

目 次

- (1) 電源Ⅰピーク調整力募集要綱(案)・・・・・・・・・・・・・・・・ P1～P6
- (2) 電源Ⅰピーク調整力契約書(発電設備)(ひな型)(案)・・・・ P7～P8
- (3) 電源Ⅰピーク調整力契約書(DR)(ひな型)(案)・・・・・・・・ P9
- (4) 電源Ⅰ・Ⅱ調整力募集要綱(案)・・・・・・・・・・・・・・・・ P10～P12
- (5) 電源Ⅰ・Ⅱ調整力契約書(発電設備)(ひな型)(案)・・・・ P13～P14
- (6) 電源Ⅰ・Ⅱ調整力契約書(DR)(ひな型)(案)・・・・・・・・ P15
- (7) 電源Ⅰ 〓 廠気象対応調整力募集要綱(案)・・・・・・・・ P16～P42
- (8) 電源Ⅰ 〓 廠気象対応調整力(kW)契約書(発電設備)(ひな型)(案)・・・・ P43
- (9) 電源Ⅰ 〓 廠気象対応調整力(kW)契約書(DR)(ひな型)(案)・・・・ P44～P47
- (10) 電源Ⅰ 〓 廠気象対応調整力(kWh)契約書(発電設備)(ひな型)(案)・・・・ P48
- (11) 電源Ⅰ 〓 廠気象対応調整力(kWh)契約書(DR)(ひな型)(案)・・・・ P49～P53

電源Ⅰピーク調整力募集要綱（案）

番号	該当箇所	意見	回答
1	P.13 第5章募集概要 2. (1) 設備要件	〔意見〕(イ)～(二)の全ての機能を具備していないと、“周波数制御・受給バランス調整機能”があるとは言えないのか。将来的には一部の機能を持ったものについても公募対象としていただけないか。 〔理由〕特にネガワット活用の場合、(イ)のみや(ロ)のみであれば機能を具備可能なケースもあり、応募可能なリソースを増やすことができると思われるため。	原則、電源Ⅰピーク調整力は、(イ)～(二)の全ての機能を具備するものを公募対象としております。尚、一部の機能が要件を充たさないものの総合的に同等の機能を有することが技術的に示され、その様に評価できると弊社で判断したのについては落札候補者選定の対象とする場合があります。具体的には、個別にお問い合わせ願います。 全ての機能を具備していない電源等は、その他の調整力（電源Ⅰ'厳気象対応調整力他）の要件の確認をお願いいたします。
2	P.12 第5章募集概要 (5) 最低入札量	〔意見〕最低入札量が1万kWとなっていますが、電源とネガワットの場合で最低入札量を変えるなどし、ネガワットからも参入が容易となるようにしていただけないか。 〔理由〕ネガワットの場合、最低入札量が1万kWの場合は参入が困難となると考えられるため。	最低容量は、当社のエリアにおける電源の規模、スベック等を踏まえ設定しております。 具体的な最低容量の算定方法は、当社エリアにおける水力・火力電源（自家発電等一部除く）の積算容量において、補足率が概ね90%となる20万kWの電源設備を基準容量といたうえで、当要綱で定めている電源等に求める調整量の変化速度である1%/分を用い、当社から指令により、5分以内に出力調整可能な量としております。 また、特定の電源等を優遇する募集は行ないません。
3	P.15 第5章募集概要 3. (1) 運用要件 八	〔意見〕原則として8時間にわたり当社の指令に従った運転継続が可能であることが必要です、とありますがネガワットで8時間の対応は困難であるため、もう少し短時間の対応でも可能としていただけないか。 〔理由〕昨年度に実施されたDR実証では最長2時間の対応時間であったため。	原則、運転継続時間は8時間ですが、8時間より短いものでも応札可能です。ただし、基準に満たないものについては、落札評価で考慮いたします。
4	P.39 第9章 その他 2. □ DRを活用した応札者の設備例	〔質問〕DRの場合、御社のシステムとOpen-ADRIによりアグリゲータが通信する形態になるかと想定していますが、それでもよろしいでしょうか。	電源Ⅰおよび電源Ⅱの通信方式に関しては、当社が指定する方式を採用していただけます。当社が指定する方式については、個別に問合せをお願いします。
5	P.12 第5章募集概要 1. (4) 入札単位	〔質問〕発電設備の場合は発電機単位、アグリゲータの場合は容量単位となっているため、DRの場合はアグリゲータが責任を持って容量を担保することとし、対応する需要家は適宜入れ替えをしてもよいということか。	当社からの指令に従った調整力の供出にあたり、契約書の別紙1で提出いただいた需要家の中から、抑制する需要家を適宜選択いただくことは可能です。
6		・電源Ⅰ－bの公募について明記がない状態であるが、公募を実現していただきたい	周波数制御機能を必須としない調整力として、公募を実施いたします
7		・電源Ⅰ－bの公募が実現する際には、意見募集の場を設けていただきたい	周波数制御機能を必須としない調整力として、電源Ⅰ'厳気象対応調整力に関する意見募集を9月16日～9月30日（受付は10月3日まで）で実施いたしました。

番号	該当箇所	意見	回答
8	要綱第5章1 (3)ロ	・要綱第5章1(3)ロにおいて、燃料を安定して調達できることが条件となっているが、具体的にどの程度の連続運転日数に供えた燃料調達が必要となるのか。	調整力として提供可能な燃料の確保をお願いいたします。
9	要綱第5章3 (1)イ	・要綱第5章3(1)イにおいて、常時、調整力を提供することとなっているが、火力電源は停止状態から調整力を提供するまでに時間を要するため、常時系統に並列しておかなければならないのか。	常時系統に並列している必要はなく、当社が調整力を必要とする時間に合わせ、並列していただきます。
10	要綱第5章3 (1)ロ	・要綱第5章3(1)ロにおいて、5分以内に契約電力の出力増減が可能であることとなっているが、運転状態（火力：出力帯による出力変化レート、揚水：水位による最大出力の変化）に関らず常時増減可能な出力を要求しているのか	出力帯による出力変化レートや水位による最大出力変化等に関わらず、契約電力は常時増減可能な出力で申込みをお願いします。
11		・DR専用枠を設けて頂きたい。	経済産業省の「一般送配電事業者が行なう調整力の公募調達に係る考え方」に「特定の事業者のみが応札可能な要件や契約条件となっておらず、発電事業者等の競争の促進を阻害するものでないこと」とされていることを踏まえ、DR専用枠を設けることは予定しておりません。
12		・随時調整契約との重複も優先順位付等により許容頂きたい。	電源 I ピーク調整力としての契約については本目的以外に活用しないことを条件としております。
13		・測量方式に関し、これまで実証で行われてきた電力会社のメーターからのパルス分岐方式を認めて頂きたい。	計量器については、電源 I・II 調整力募集要綱において、「原則として、発電機毎に計量器を設置 ただし、DRを活用した契約を希望される場合は、当社託送供給等約款に基づく計量器を用いて、調整カバースラインの設定、ならびに、当社からのオンライン指令に基づく調整カバースラインからの出力増減値を特定できることを前提とし、本要綱のみに基づく計量器の設置は不要です。具体的には、アグリゲータが集約する需要家等の状況（計量器の種類（例えば30分計量の可否等）・設置形態等）を踏まえ、個別協議させていただきます。」としております。また、料金精算に掛かる計量につきましては、当社にて実施いたします。
14		・新電力からの入手も含め、アグリゲータが需要家からの了承があれば、時間別データの入手が阻害されない仕組みを明文化していただきたい。	アグリゲータと新電力および需要家との間に関する事柄については、当事者間で調整いただくようお願いいたします。本要綱においてアグリゲータと新電力の間のデータのやりとりを阻害するものではありません。

番号	該当箇所	意見	回答
15		・openADRに関して、制度整備により、データ項目の明文化などの進展あるため、使用の維持、管理が行えるような仕組みを整備頂きたい。	Open-ADRの使用の維持、管理、仕組みの整備については、当社としての回答は差し控させていただきます。
16		・ネガワット活用の観点から小容量での参加も可能として頂きたい（たとえば 1 MW など）	最低容量は、当社のエリアにおける電源の規模、スバック等を踏まえ設定しております。 具体的な最低容量の算定方法は、当社エリアにおける水力・火力電源（自家発電等一部除く）の積算容量において、補足率が概ね 90%となる 20万 kW の電源設備を基準容量としたうえで、当要綱で定めている電源等に求める調整量の変化速度である 1%/分を用い、当社から指令により、5分以内に出力調整可能な量としております。 最低容量1万 kW は周波数制御を行なう上で必要な要件ですので、最低容量を下げることは考えておりません。
17		・アグリゲーターとして複数年契約も認めて頂きたい	経済産業省の「一般送配電事業者が行なう調整力の公募調達に係る考え方」に「本報告書の策定時点においては、旧一般電気事業者以外が保有する調整力を提供可能な電源等が多く存在しているとは言えない状況であり、公募調達の実施当初から、複数年に亘る契約が一般送配電事業者と発電事業者等との間で締結された場合、事実上、今後の新規の発電事業者等の参入を排除することとなり、競争を阻害する可能性がある。このため、契約期間については、長くても 1 年間とすることが望ましいと考えられる。」と記載されていることを踏まえ、電源 I ピーク調整力契約については 1 年間の契約としております。
18		・今までの実証事業が参加要件として活かされる様をお願いしたい。	本募集要綱にて定める要件については、当社の需給・系統運用上の必要性に鑑み、DR実証事業の内容等も参考にしながら、設定しております。なお、本募集要綱の募集概要として、“技術的信頼性”を求めています。DR実証事業への参加実績を、「電源等の運転実績」として提出いただくことも可能としております。
19		・アグリゲータにより需要家募集は3月末まで可能として頂きたい。	次年度の供給計画作成に鑑み、本募集要綱に記載のスケジュールに則って落札候補者選定を行いたいと考えております。当社は、一般送配電事業者として、周波数維持等の義務があり、確実に調整力を提供頂ける事業者を選定することから、アグリゲータさまにつきましては、応札時点で需要家の確保（確保いただいている需要家について応札）をお願いいたします。 なお、応札以降で、対象需要家を追加いただくことは可能です。（その場合、電源 I ピーク調整力契約電力の変更はできません。）
20		・公募時点でのアグリゲータの需要家確保要件の明示をお願いしたい。	応札時点で契約電力に相当する調整力が供出可能な需要家の確保をお願いします。応札時に需要家に関する情報を様式 3 - 3 で提出いただけます。 なお、応札以降で、対象需要家を追加いただくことは可能です。（その場合、電源 I ピーク調整力契約電力の変更はできません。）
21	第五章-1	出力調整幅の条件について、「5分以内に出力調整可能な上げ下げ量が±1万kW以上であること」と示されています。この条件をDRに対しても適用するということでしょうか。その場合、応札できる機器が限定されてしまいます。DRの有効活用の観点からも、DRについては上げ下げ両方を実施できることを必須としない等の配慮をお願いします。	そのとおりです。 特定の電源等を優遇する募集は行ないません。 周波数維持には、契約容量の上げと下げの両方向の調整が必要となるため、必須とさせていただきます。

番号	該当箇所	意見	回答
22	第五章-2,3	DRに求められる設備要件・運用要件を別掲頂きたい。	DRも本要綱の設備要件・運用要件に記載のとおりです。
23	第五章-2,3	ピーク調整力について常時供出を原則とし制約がある場合は、所定の計算方法で算定し、落札者決定過程で評価する、という既述があります。DRについては需要が存在することが前提となっていますが、休日・土曜日には供出が困難な需要も多く、上記の方法では選定されない可能性も高いと考えられるため、選定にあたっては配慮をお願いします。	当社は、一般送配電事業者として、周波数維持等の義務があり、電源 I ピーク調整力は休日・土曜日も含めて常時周波数制御・需給バランス調整を実施するために必要な調整力として公募させていただいております。
24	第五章-2,3	非価格要素配点についてもそもそもDRについては加点要素がなく、価格要素配点・非価格要素配点についてもDRの応札には絶対的に不利です。ピーク需要の抑制が24時間提供可能であることが必須なのでしょうか。要件の細分化についても検討をお願いします。	原則、調整力提供可能時間は24時間ですが、24時間より短いものでも応札可能です。ただし、基準に満たないものについては、落札評価で考慮いたします。非価格要素については、調整コスト削減に寄与するものという観点から項目を設定し加点しています。
25	第五章-2,3	同じく"8時間提供可能"が原則となっており、上記と同様の理由から配慮をお願いします。多様なピーク抑制技術を活用し全体最適を図ることが重要であり、一部の技術が不利にならないよう配慮をお願いします。	原則、運転継続時間は8時間ですが、8時間より短いものでも応札可能です。ただし、基準に満たないものについては、落札評価で考慮いたします。
26	第六章	DRについては、"ホ-2 電源等の主要運用値・起動停止条件"、"ホ-3 電源等の主要運用値・起動停止条件"はどのように報告すべきでしょうか。発電設備同様にDRについても調整力を供出可能な時間帯が限定されると考えており、DRについても同様の様式が必要になるのでしょうか。	DRを活用して応札いただく事業者さま向けに様式5-4を追加しますが、アグリゲータが集約する需要家などの形態により様々な条件が考えられることから、自由記述といたします。運用に当たり把握すべき主要運用値・起動停止条件がある場合、それを記載してください。そのような条件等がない場合は、その旨記載の上、提出してください。
27	第六章	DRについて運転実績として瞬時調整契約の実績・DR実証事業などの参画実績が無い場合、本要綱で求める要件を満たしている事を証明できる書類及び試験成績書を提出せよとありますが、どの様な内容でしょうか？DR実証事業に参画している場合は本要綱における要件を満たすことを証明する必要はないのでしょうか？	様式は問いませんが、本要綱に記載の電源 I・II 調整力を供出できることを証明できる内容のものを提出していただけます。DR実証事業に参画している場合は、ここ（様式6）では、その実績で可としますが、他の様式（例えば様式4：周波数制御・需給バランス調整機能）の記載にあたり、その機能を証明する書類の添付が必要です。
28	第六章	"ハ-3 電源等の仕様"においてアグリゲータが一般送配電事業者以外に需給抑制により生じる供給力を提供するかどうか、について確認する項目がありますが、仮に一般送配電事業者以外にDRサービスを提供していた場合は採用されないのでしょうか？	アグリゲータが一般送配電事業者以外に需給抑制により生じる供給力を提供する場合でも、調整力への応札（調整力となること）は可能です。ただし一般送配電事業者以外への供給力提供中であっても、電源 I ピーク調整力契約電力は一般送配電事業者からの指示に応じて供出可能であることが必要です。（双方に重複することなく、区分されたそれぞれの容量を、一般送配電事業者以外への供給力と、一般送配電事業者への調整力としてそれぞれ準備いただくことが必要です。）

番号	該当箇所	意見	回答
29	第八章	1はDRにて応札する事業者に限定した条件という理解でよいでしょうか？他章と要件が異なる場合はこちらの要件が優先されるという理解でよいでしょうか？	第8章1（1）には、特に、アグリゲータとなるための条件を記載しております。電源 I ピーク調整力としての最低入札量は、第5章1（1）に記載のとおり（+1万kW）です。 混乱を招くことから、本要綱における条件として記載を統一します。
30	第八章	従量料金に関する記述は誤記ではないでしょうか？	従量料金については、記載のとおり別途契約する電源 I・II 調整力契約に基づき精算するものといたします。詳しくは、電源 I・II 調整力募集要綱をご覧ください。
31	●35頁 中段 ※印部	(2)(3)ではなく、(3)(4)の誤りではないでしょうか。	「(3)(4)」が正しいので、そのように修正いたします。
32	●36頁(8)ハ	～認めた場合とありますが、電源 I・II 調整力契約を締結した電源だけが対象となり、その中で認めるか否かの基準はどのようなものなのでしょうか。	代替電源を認める基準は、代替電源の調整力が停止した電源の契約電力以上であり、かつ代替日の0時以降に調整力の拠出が可能となるように予め受令できる状態になることなど、停止した電源 I の代替として使用できることが必要です。
33	●37頁(9)イ(イ)	付帯文書で取り決める内容とはどのような内容でしょうか。契約書(案)に加えて取り決められるのでしょうか。	基本的には契約書で取り決めることを考えておりますので、詳細は契約書（ひな型）をご参照ください。ただし、契約協議の中でできてきた細目事項については、必要に応じ、付帯文書にて取り決めさせていただくことがあります。
34	P2 第2章注意事項 1. 一般注意事項(5)	〔意見〕「発電量調整供給契約者と電源 I ピーク調整力契約者が同一であること（は求めない）」とあるが、同一でない場合は、調整力として電源 I ピーク調整力供給者が指令を受けるとき、また受けた結果（指令時間、指令値）について、発電量調整供給契約者にも連絡していただけないでしょうか。 〔理由〕発電BG全体の需給バランスが突然変化することを認識できるようにするため。また、一般送配電事業者とのインバランス精算に必要なため。	当社から調整電源等への指令内容（指令時間、指令値など）について、発電量調整供給契約者（当社託送供給等約款における発電契約者）には連絡いたしません。調整力契約者と発電契約者の間で調整してください。なお、本要綱に基づき合わせて契約いただく電源 I・II 調整力契約の契約電源等は、当社託送供給等約款における「調整電源」に該当し、当社託送供給等約款上においては、発電量調整受電計画差対応補給/余剰電力量の算定にあたっては、「調整電源の故障等が発生した場合を除き（中略）その30分ごとの発電量調整受電計画電力量をその30分ごとの発電量調整受電電力量とみなします」としております。
35	P.8 第3章用語の定義 4. (6) 系統連系技術要件	〔意見〕系統連系技術要件を募集要項に具体的に提示いただけないでしょうか。 （例：関西電力の託送供給等約款の系統連系技術要件、等） 〔理由〕一般的に求められている系統連系技術要件以外の要件の有無について事前に確認するため。	当社託送供給等約款の系統連系技術要件や、電力広域的運営推進機関が定める送配電等業務指針を受けて当社が公開しているルール等が該当しますが、詳細は、各事業者の設備形態などにもよることから、個別にお問い合わせください。

番号	該当箇所	意見	回答
36	P.13 第5章募集概要 2. (1) 設備要件 ロ 周波数制御・需給バランス調整機能の詳細	〔質問〕表に記載の要件のうち、すべての要件を満たさない場合でも応募は可能でしょうか。 〔理由〕一部の機能において要件未達の場合の取り扱いを確認するため。	原則、電源 I ピーク調整力は、全ての機能を具備するものを公募対象としております。尚、一部の機能が要件を満たさないものの総合的に同等の機能を有することが技術的に示され、その様に評価できると弊社で判断したものについては落札候補者選定の対象とする場合があります。具体的には、個別にお問い合わせ願います。全ての機能を具備していない電源等は、その他の調整力（電源 I 厳気象対応調整力他）の要件の確認をお願いいたします。
37	P.14 第5章募集概要 2. (1) 設備要件 ロ 周波数制御・需給バランス調整機能の詳細 ※4	〔質問〕DSS機能具備の注釈で、「日間起動停止運転は、発電機解列～並列まで8時間以内」とありますが、1日の内に複数回の発停があるのでしょうか。その場合、運用制約として、契約期間中や1日あたりのDSS回数に制限を付けることは可能でしょうか。 〔理由〕運用の詳細の確認および応札希望設備の要件適否を確認するため。	調整力の必要状況により、1日の中で複数回の発電・停止はありえます。運転制約等については、別途協議のうえ取り決めさせていただきます。
38	P.14 第5章募集概要 2. (1) 設備要件 ハ 信号	〔意見〕周波数制御・需給バランス調整機能に必要な信号に関し、信号の仕様(信号種別、通信プロトコル、セキュリティ仕様、等)を事前に公開いただけないでしょうか。 〔理由〕応札希望設備の要件適否を確認するため。また、将来の設備計画の参考とするため。	周波数制御・需給バランス調整機能に必要な信号の仕様の公表については、セキュリティの観点から公表は差し控えさせていただきます。個別に問合せをお願いします。
39	P.15 第5章募集概要 3. (1) 運用要件 ハ 原則 8 時間提供可能	〔意見〕「原則 8 時間提供可能」とは、1 日あたり原則 8 時間の提供が可能であること、の意味と理解するが、一意に解釈できる表現に見直していただけないでしょうか。 〔理由〕この 8 時間は連続 8 時間か、それとも断続であっても通算 8 時間 / 日であれば良いのか読み取れないため。	連続 8 時間の調整力提供をお願いすることもあれば、通算 8 時間 / 日の（断続的に）調整力提供をお願いすることもあり、両方を意味していることから、「原則 8 時間提供可能」を要件とさせていただいております。
40	P.26 第6章応札方法 1. (2) 入札書への添付書類 ホー 1 電源等の主要運用値・起動停止条件（様式 5-1）	〔意見〕起動時のメタル温度、ボイラ点火時間、タービン起動時間の項目は削除をお願いいたします。 〔理由〕上記の項目は機能確認と直接関係がなく、起動指令時間、並列時間、定格出力時間が明示されていれば、機能確認は可能と考えるため。	起動時のボイラ点火時間の項目は、運用者が当該調整力の見極めの判断として、参考とすることがあるため必要と考えております。また、起動時のメタル温度、タービン起動時間の項目は、調整力調達要件の標準化を視野に準備する中で標準的な様式として記載しておりますが、当社においては、特段運用に必要ではありませんので、今年度募集においては、記載は必須といたしません。
41	P.35 第8章契約条件 1. (8) 停止日数 ハ	〔質問〕代替電源の差し替えに関して記述されていますが、その要件として記載されている「電源 I・II 調整力契約を締結していること」に関しては、電源 II としての調整力契約をしている電源での差し替えも可能との理解で良いでしょうか。 〔理由〕差し替え期間中のみ、電源 I ピーク電源の要件を満たす条件で差し替えるが、通常は電源 II として契約することができるのかの確認のため。	電源 I・II 調整力契約のみを契約いただいている電源と差替が可能です。なお、基本的には、電源 I ピーク調整力に求める設備要件と、電源 I・II 調整力に求める設備要件とは、同等のものと考えております。

番号	該当箇所	意見	回答
1	第6条 要件	募集要項に記載の設備要件とはなにか？ 調整力をDRで実施する場合、募集要項記載の設備要件を満たしていることを確認すると記載があるが、これは、ガバナフリーの機能が必要になるのか？オンラインの設備が必要と受け取れる。	第5章、第8章、第9章等で記載している要件です。 電源 I ピーク調整力は、常時の周波数維持や需給バランス調整に活用する調整力ですので、電源 I ピーク調整力の公募に応札いただくには、DRで調整力を供出した場合も、ガバナフリー相当の機能やオンライン設備が必要です。
2	第12条 料金等の	電力会社の確定値を待ってから電力量kWhの算定が15日までにと記載があるが期間が短い。kWhの算定はどの機関が行うのか？取引メータの計測はパルス取得か。	電源 I ピーク調整力契約においては、基本料金と停止割戻料金・超過停止割戻料金などの算定を、電源 I・II 調整力契約においては、kWhの算定を、当社にて行ない、調整力契約者に通知します。具体的な通知などの方法については、別途、契約協議の中で調整させていただきます。
3	●第1条	約款上の調整電源とは、電源 I・II 契約で特定される契約を指し、電源 I は電源 I・II の例外もしくは下位に属するものとの理解でよろしいでしょうか。	電源 I ピーク調整力契約と合わせて契約いただく電源 I・II 調整力契約の契約電源等は、当社託送供給等約款における「調整電源」に該当すると考えております。 電源 I ピーク調整力契約電源には、必ず電源 I・II 調整力契約の締結をお願いしている（一方で、電源 I・II 調整力公募にのみ契約申し出た電源等とは電源 I・II 調整力契約のみを締結することになる）ことから、電源 I ピーク調整力契約を締結した電源は、電源 I・II 調整力契約を締結した電源に包含されます。
4	●第8条2(3)	特別な事情とはどのような事情を指すのでしょうか。	電源 I ピーク調整力契約については、契約期間（1年間）に亘り、常時調整力の提供をお願いするものであることから、その停止時期の変更・調整を当社が希望した場合、基本的にはそれに応じていただく必要があると考えております。しかし、法令・規制によるものや公衆保安に係る事情、設備に重大な影響を及ぼす虞がある場合などは、その限りでないと考えことから、「特別な事情がない限り」と記載しております。具体的には、都度、協議の上、判断させていただきます。
5	●第10条	全部または一部を乙に提供できない場合は～とありますが、全部でも一部でも停止割戻料金の算定方法が同じである主旨を教えてください。また、全部提供できない場合以外は、調整電源 I としては使用されないとの主旨でしょうか。	経済産業省の「一般送配電事業者が行なう調整力の公募調達に係る考え方」に「調整力を提供したものの、一般送配電事業者から指令された要件を満たさなかった場合」、「調整力を提供することができなかった期間に対する容量（kW）価格を受け取れない」とされていることを踏まえ、一部の要件を提供できない場合も、原則として、全部の要件を提供できない場合と同様に停止割戻料金の算定を行なうことを考えています。ただし、その場合も、目的外活用の禁止は、尚、有効とします。また、例えば、契約容量の一部のみが使用可能である場合、電源 I・II 調整力として使用する可能性があります。
6	●第11条	停電日数には第10条による停電割戻し料金を適用した日を除くとありますが、代替電源による供給以外の例外事例があればご教示ください。	契約書に記載のとおり、天変地異等やむをえない事由によるものであると当社が認めた場合も除外することを考えております。
7	●第11条	「なお書」以下について、例えば1分間であっても1日として処理されるということでしょうか。時間や分単位で按分するなどは考えられていないということでしょうか。	停止期間の2日目以降については、24時間に満たない停止が発生した場合においても停止日数1日として超過停止割戻料金を算定いたしますので、1分間であったとしても、1日として処理することと考えております。必要な量の調整力を予め・計画的に確保する必要があることから、確実性などに鑑み、そのように取扱うこととしております。

番号	該当箇所	意見	回答
8	●第11条	<p>条文で天変地異等とされていますが、例えば公害や河川行政当局からの指示・指導等がある場合は「等」の対象となるのでしょうか。</p>	<p>記載の内容からは、天変地異「等」の対象とはならないと考えられますが、ケースによっては、予見性/蓋然性の有無などにも鑑みる必要があるものもあると推察されます。具体的には、都度、協議の上、判断させていただきます。</p>

番号	該当箇所	意見	回答
1	第10条	<p>停止計画期間が50日を超えると停止割戻料金が発生しますが、休日・土曜日については、DR 供出困難な需要家が多く、50日以上計画停止とせざるを得ない状況です。休日・土曜日についてピーク需要抑制が発動される可能性は低く、当該要件について、見直して頂けないでしょうか。</p>	<p>周波数維持は年間を通して実施するため、休日、土曜日問わず提供して頂く必要があり、見直しは考えておりません。 また、特定の電源等を優遇する募集は行わないため、この要件は見直さないこととします。</p>

番号	該当箇所	意見	回答
1	要綱第5章3(1)イ	<p>・要綱第5章3(1)イにて、契約希望者が運用制約等を事前に提出することとされているが、一般送配電事業者が調整力として活用するにあたっては、電源Ⅱは当該条件の範囲内でのみ運用されるという理解で良いか。</p> <p>・また電源Ⅰについては、制約がある場合は双方で協議を行った上で運用されるという理解で良いか。</p>	<p>・電源Ⅱについては、ゲートクローズ以降余力がある場合に当社が周波数維持・需給バランス調整のために利用することが可能であることから、提出していただく条件を踏まえつつ、その可能な範囲内で運用いたします。</p> <p>・電源Ⅰについては、電源Ⅰピーク調整力契約電力に相当する部分については、停止期間を除き、常時、当社があらかじめ確保することから、原則指令に従っていただく必要があり、その運用に制約が生じる場合は、停止としての取扱も含め協議させていただきますこととなります。</p>
2	第三章-2	<p>申出単価については、上げ調整/下げ調整/起動単価/その他単価で構成されていますが、起動単価とその他単価はDRには認められていません。DRについては上げ調整と下げ調整単価のみを提出することになりますが、調整力を選定する際に上げ調整と下げ調整単価のみで選定されるといったことはない、という理解でよろしいでしょうか。具体的な選定のロジックについて明記して頂けないでしょうか。(V1+V3+V4 or V2+V3+V4で算定した単価の多寡で優先的に採用すべき調整単価を決定する等)</p>	<p>そのとおりです。</p> <p>原則として最経済となるように運用します。</p> <p>基本的に調整力を選定する際は、上げ調整(V1)と下げ調整(V2)の単価のみの選定は行わず、起動単価(V3)も考慮して総合評価し選定します。ただし、需給ひっ迫時等の緊急の場合は、これらに加え、その他単価(V4)も考慮します。</p> <p>需給状況により、選定する調整力が変更になりますので、選定ロジックは明記することができません。</p>
3	第五章-1	<p>契約の自動延長に関する記述があります。従量単価を後で提出するという形態になっており、リアルタイム市場が立ち上がった場合も、本募集要項によって募った電源については、同一条件で契約を締結する、となると整合性が取れない可能性があるかと思えます。</p>	<p>リアルタイム市場の開設等、将来動向を踏まえ、適宜要綱・契約書のあり方については、見直しする予定です。なお、電源Ⅰ・Ⅱ調整力契約書の契約継続の条件は、「提供期間満了から3ヶ月前までに甲乙いずれからも契約解除の申し出がない場合」としており、将来的な状況変化の際は、必要に応じて契約解除の申し出をさせていただきますこととなります。</p>
4	第五章-1	<p>出力調整幅の条件について、「5分以内に出力調整可能な上げ下げ量が±1万kW以上であること」と示されています。この条件をDRに対しても適用することでしょうか。その場合、応札できる機器が限定されてしまいます。DRの有効活用の観点からも、DRについては上げ下げ両方を実施できることを必須としない等の配慮をお願いします。</p>	<p>そのとおりです。</p> <p>特定の電源等を優遇する募集は行いません。</p> <p>周波数維持には、契約容量の上げと下げの両方向の調整が必要となるため、必須とさせていただきます。</p>
5	第五章-1	<p>オンライン指令条件について、ガバナフリー機能、周波数変動補償機能などが挙げられていますが、DRで応札した場合、どの部分が条件となるかを明記する様、お願いします。</p> <p>(電源等の仕様(3-3)では、契約者からの指示手段として"電話連絡・運転員手動遮断"との記載があり、当該記載とオンライン指示条件の整合性がとれていない様にも思えます。)</p>	<p>電源Ⅰ・Ⅱ調整力契約を希望されるには、DRで調整力を供出いただく場合も、本要綱に記載の要件をすべて満たしていただく必要があります。</p> <p>電源Ⅰ・Ⅱ調整力募集要綱に記載のオンライン条件については、当社（中央給電指令所）と（DRの場合）アグリゲータとの間の通信手段について規定しており、アグリゲータと個別需要家の間の通信手段について限定するものではありません。ただし、当然ながら、アグリゲータの指示による各需要家のDRの結果として、電源Ⅰ・Ⅱ調整力募集要綱で定める、当社からの指令に従った調整力の供出が可能であることが必要です。</p>
6	第五章-1	<p>受信信号についてDR案件についてはどのような指示値が送信されるか、またどのような信号を返せば良いのか、示していただけないでしょうか。</p>	<p>DRについても、第5章 募集概要 2.(1)ハ 信号に記載の内容について、受信・送信のやり取りを行います。詳細な信号の仕様については、個別に問合せをお願いします。</p>
7	第六章	<p>DRについては、"ホ-2 電源等の主要運用値・起動停止条件"、"ホ-3 電源等の主要運用値・起動停止条件"はどのように報告すべきでしょうか。発電設備同様にDRについても調整力を供出可能な時間帯が限定されると考えており、DRについても同様の様式が必要になるのでしょうか。</p>	<p>DRを活用して応札いただく事業者さま向けに様式5-4を追加しますが、アグリゲータが集約する需要家などの形態により様々な条件が考えられることから、自由記述いたします。運用に当たり把握すべき主要運用値・起動停止条件がある場合、それを記載してください。そのような条件等がない場合は、その旨記載の上、提出してください。</p>

番号	該当箇所	意見	回答
8	第六章	DRについて運転実績として瞬時調整契約の実績・DR実証事業などの参画実績が無い場合、本要綱で求める要件を満たしている事を証明できる書類及び試験成績書を提出せよとありますが、どのような内容でしょうか？DR実証事業に参画している場合は本要綱における要件を満たすことを証明する必要はないのでしょうか？	様式は問いませんが、本要綱に記載の電源 I・II 調整力を供出できることを証明できる内容のものを提出していただきます。DR実証事業に参画している場合は、ここ（様式 6）では、その実績で可としますが、他の様式（例えば様式 4：周波数制御・需給バランス調整機能）の記載にあたり、その機能を証明する書類の添付が必要です。
9	第六章	"ハ-3 電源等の仕様"において アグリゲータが一般送配電事業者以外に需給抑制により生じる供給力を提供する か否か、について確認する項目がありますが、仮に一般送配電事業者以外にDR サービスを提供していた場合は採用されないのでしょうか？	アグリゲータが一般送配電事業者以外に需給抑制により生じる供給力を提供する 場合でも、調整力への応札（調整力となること）は可能です。ただし一般送配電事 業者以外への供給力提供中であっても、電源 I ピーク調整力契約電力は一般送 配電事業者からの指示に応じて供出可能である必要があります。（双方に重複する ことなく、区分されたそれぞれの容量を、一般送配電事業者以外への供給力と、一 般送配電事業者への調整力としてそれぞれ準備いただく必要があります。）
10	第八章	DRについて精算の際に損失率を加味すると記載があります。これまでの議論にはな かった論点と理解していますが、新たに設定した方針でしょうか。	当社託送供給等約款29（電力および電力量の算定）（14）においても、接続対 象電力量は損失率を加味して算定することとしております。 DRで調整力を供出いただく場合も、発電設備により生じる調整力と同等に評価す るために、 需要場所で計量された電力量を損失率で割り戻して算定いたします。
11	●第5章1.(2)	電源 I 契約を締結(電源 I・II 契約の契約締結も必要)した場合、1年間経過 後、特段の意思表示が示されなければ、電源 I・II 契約だけが自動更新されるとの 理解でよろしいでしょうか。	記載の通り、電源 I・II 調整力契約の解除に関して特段の申し出がなく、次年度の 電源 I ピーク調整力に関する公募に応札がない、若しくは、落札できなかった場合、 電源 I・II 調整力契約は同一条件で継続されます。
12	●その他	他社BGに属しつつ調整力契約を締結した場合、当該契約電源の故障等は、その 原因が供給力/調整力のどちらであるか等、発電契約者も含めた責任の整理が必要 になってくるのではないのでしょうか。このような整理は、発電契約者と発電設備所有 者との間の契約において予め行わなければならないとの理解でよろしいでしょうか。	調整力契約への応札、契約申込にあたっては、発電契約者とも十分に調整の上、 お願いいたします。
13	●その他	また、上記に関連して、託送供給等約款に定める調整電源の故障等(29電力およ び電力量の算定(17))とはどのような状態を指すのでしょうか。仮に、自社BGの電源 で調整力契約を締結し、当該契約電源の故障等が発生した場合には、その間の不 足インバランスは全て発電量調整供給契約で取り扱うことで良いのでしょうか。	当社託送供給等約款における「調整電源の故障等」について、一言で定義づけする ことは困難ですが、電源等の故障によりトリップ（系統から分離）し、当社の指令に 不従従となった場合などは、それに該当します。当社託送供給等約款上において は、発電量調整受電計画差対応補給/余剰電力量の算定にあたっては、「調整電 源の故障等が発生した場合を除き（中略）その30分ごとの発電量調整受電計画 電力量をその30分ごとの発電量調整受電電力量とみなします」としておりますので、 「調整電源の故障等が発生した場合」の発電量調整受電計画差対応補給/余剰 電力量は、発電量調整受電計画電力量と発電量調整受電電力量との差分として 算定します（計画と実績の差分がインバランスとして算定されます）。
14	P2 第2章注意事 項 1. 一般注意 事項（5）	〔意見〕「発電量調整供給契約者と電源 I ピーク調整力契約者とが同一であること は求めない」とあるが、同一でない場合は、調整力として電源 I ピーク調整力供給者 が指令を受けるとき、また受けた結果（指令時間、指令値）について、発電量調整 供給契約者にも連絡していただけないでしょうか。 〔理由〕発電BG全体の需給バランスが突然変化することを認識できるようにするた め。また、一般送配電事業者とのインバランス精算に必要なため。	当社から調整電源等への指令内容（指令時間、指令値など）について、発電量 調整供給契約者（当社託送供給等約款における発電契約者）には連絡いたしま せん。調整力契約者と発電契約者間で調整してください。なお、本要綱に基づき 合わせて契約いただく電源 I・II 調整力契約の契約電源等は、当社託送供給等 約款における「調整電源」に該当し、当社託送供給等約款上においては、発電量 調整受電計画差対応補給/余剰電力量の算定にあたっては、「調整電源の故障等 が発生した場合を除き（中略）その30分ごとの発電量調整受電計画電力量をそ の30分ごとの発電量調整受電電力量とみなします」としております。

番号	該当箇所	意見	回答
15	P.26 第6章応札方法 1. (2) 入札書への添付書類 ホー1 電源等の主要運用値・起動停止条件（様式5-1）	〔意見〕起動時のメタル温度、ボイラ点火時間、タービン起動時間の項目は削除をお願いいたします。 〔理由〕上記の項目は機能確認と直接関係がなく、起動指令時間、並列時間、定格出力時間が明示されていれば、機能確認は可能と考えるため。	起動時のボイラ点火時間の項目は、運用者が当該調整力の見極めの判断として、参考とすることがあるため必要と考えております。また、起動時のメタル温度、タービン起動時間の項目は、調整力調達要件の標準化を視野に準備する中で標準的な様式として記載しておりますが、当社においては、特段運用に必要ではありませんので、今年度募集においては、記載は必須といたしません。
16	P14 第5章募集概要 3. (1) 運用要件 イ	〔質問〕「その他運用制約等を提出」とあるが、環境規制に伴う運転時間の限定、調整力として対応可能な期間や時間帯を限定することが可能との理解で良いでしょうか。 〔理由〕内容の明確化のため。	電源Ⅱについては、ゲートクローズ以降余力がある場合に当社が周波数維持・需給バランス調整のために利用することが可能であることから、提出していただく条件を踏まえつつ、その可能な範囲内で運用いたします。
17	P14 第5章募集概要 3. (1) 運用要件 ハ	〔質問〕「発電バラシンググループの計画値に制約を及ぼさない」とあるが、御社から調整力としての指令が出た時間帯は発電量調整供給契約者と御社とのインバランス精算は発生しないとの理解で良いでしょうか。 〔理由〕内容の明確化のため。	電源Ⅰ・Ⅱ調整力契約の契約電源等は、当社託送供給等約款における「調整電源」に該当すると考えており、当社託送供給等約款上においては、発電量調整受電計画差対応補給/余剰電力量の算定にあたっては、「調整電源の故障等が発生した場合を除き（中略）その30分ごとの発電量調整受電計画電力量をその30分ごとの発電量調整受電電力量とみなします」としております。 なお、記載頂いている「発電バラシンググループの計画値に制約を及ぼさない」については、ゲートクローズ前の当社からの指令であっても、発電バラシンググループでそれ以前に策定されている計画値を、当社からの指令に応じた値に書き換える必要がないことを指しています。
18	P14 第5章募集概要 3. (1) 運用要件 ハ	〔意見〕「ゲートクローズ前であっても並解列等の指令に従って頂きます」については、電源Ⅰ調整力の契約の場合に限っての条件であることを明確にいただけないでしょうか。 〔理由〕P.4 第3章用語の定義では、電源Ⅱは、ゲートクローズ以降余力がある場合に利用可能と定義されているため。	電源Ⅱについても、ゲートクローズ前であっても起動/停止等の指令に従っていただきます。 例えば、電源等の起動に時間を要するものについては、調整力を必要とする時間帯に余力を活用するには、その起動の指令はゲートクローズ前となることなどを指しています。この場合、起動費と上げ調整費用の精算の対象となります。
19	P40 第9章その他 1. 機能の確認・試験について、2. オンライン指令で制御可能にするための設備について	〔意見〕今年度の応札については、電力会社との間にすでにオンライン設備が構築されている発電プラントのみが応札可能であると理解するが、具体的な設備仕様・設備要件を公表いただけないでしょうか。 〔理由〕今後の応札の予見性を高め、設備計画の参考にするため。	周波数制御・需給バランス調整機能に必要な信号の仕様の公表については、当社システムのセキュリティ上の観点から公表は差し控させていただきます。個別に問合せをお願いします。

番号	該当箇所	意見	回答
1	●第8条2	契約書案第8条第2項において、ゲートクローズ前の調整力提供の場合、約款にもとづく甲のバランシンググループの計画値に制約を及ぼさないとありますが、余力が調整力として活用されるとの主旨でよろしいでしょうか。	基本的に、電源Ⅱは余力を周波数制御・需給バランス調整に活用させていただくものです。
2	●第15条(3)	揚水運転を行うために要した託送料金は毎月精算することが記載されていますが、揚水用の電力/電力量、揚水した水(の使用)は甲に帰属するとの理解でよろしいでしょうか。	当社託送供給等約款にもとづく接続送電サービスに対応する料金については、当社からの指令に従い揚水運転を行なった部分に対して支払います。揚水用の電力/電力量、揚水した水の使用に伴い発生する電力/電力量は乙の責にて手配/使用します。
3	●第15条(3)	揚水発電所において、揚水した水により調整力として発電した場合の電力量料金は第15条(1)との理解でよろしいでしょうか。	そのとおりです。
4	●第15条(3)	揚水発電の料金は、電源Ⅰの場合、月額料金+託送料金(精算)+電力料金、電源Ⅰ・Ⅱの場合、託送料金(精算)+電力料金という理解でよろしいでしょうか。	揚水運転費については、電源Ⅰ・Ⅱ調整力契約において、当社からの指示に従って、揚水運転を行なうために要した電力・電力量に応じ、接続送電サービスに対応する料金（消費税等相当額を除くものとする。）に相当する額をお支払いいたします。揚水発電設備の場合、発電時には上げ調整費用と下げ調整費用で精算を行い、揚水運転時には、上げ調整費用と下げ調整費用の精算に加え、上記揚水運転費の精算を行ないます。“電力・電力量に応じ”との表現は誤解を招くため、“電力量に応じ”に修正します。
5	●第15条(3)	電源Ⅰ・Ⅱ調整力として使われる場合と調整力以外として使用する場合の揚水運転費の区分けはどのように考えていますか。	緊急時を除き、電源Ⅰ・Ⅱ調整力契約を締結していない電源等については、常時使用できないとの認識です。緊急時に使用した揚水運転費については、別途協議させていただきます。
6	●第15条(3)	甲が負担する接続送電サービスに対応する料金とありますが、貴社が揚水運転に要する電力を支給し、その電力により揚水すると整理した方が、多額の揚水用接続送電サービス料金の往復がなくなるのではないのでしょうか。	それぞれ、接続供給契約、調整力契約、と別の契約にもとづくものであり、契約者も異なる（調整力契約者が当社託送供給等約款に定める契約者と同一であるとは限らない）ことを踏まえ、手続き簡素化の観点から、契約書のとりの取扱とすることを考えております。
7	●第15条(4)	調相運転の料金は、電源Ⅰの場合、月額料金+増加した所内電力量相当分等の応分費用に相当する額 電源Ⅰ・Ⅱの場合、増加した所内電力量相当分等の応分費用に相当する額という理解でよろしいでしょうか。	調相運転費については、電源Ⅰ・Ⅱ調整力契約において、調相運転を行なったことにより増加した所内電力量増加分等の応分費用に相当する額をお支払いいたします。

番号	該当箇所	意見	回答
8	●第15条(4)	調相運転費とされている「増加した所内電力量相当分等の応分費用に相当する額」の内容について、具体的に教えてください。	調相運転時に、通常運転時の消費所内電力量を上回った実績の消費所内電力量の差分を精算します。 具体的な費用の算定・精算については、別途協議させていただきます。
9	●第16条	契約書案第16条但し書きの"甲の特別な事情"について、具体的に教えてください。	経済産業省の「一般送配電事業者が行なう調整力の公募調達に係る考え方」に「発電事業者等が個別に自らの燃料費等のコストを勘案した電力量（kWh）価格を一般送配電事業者に申し込むことで、燃料費等の変動する費用を電力量（kWh）価格に反映する。発電事業者等による電力量（kWh）価格の申込みは、実務を勘案し、例えば1週間単位等の適切な期間を区切り、定期的を実施する。」と記載されていることを踏まえ、毎週の申出単価の提出を原則としております。ただし、契約電源等のトラブルや燃料調達事情などにより、その途中で申出単価の変更が妥当と判断できる事象が生じた場合は、その限りでないと考えことから、「特別な事情がない限り」と記載しております。具体的には、都度、協議の上、判断させていただきます。
10	第9条（運用要件）	〔意見〕発電者自身が契約者（甲）となる場合は文言修正されるとの理解でよいでしょうか。 〔理由〕原案は甲が発電量調整契約者である前提での記載と見受けられるため。	契約書（ひな型）については、契約者の事業形態などに合わせ、契約協議において、適切に記載変更することがあります。
11	第9条（運用要件）	〔意見〕「約款、系統運用ルール、広域機関の業務規程・送配電等業務指針」については、削除いただけないでしょうか。 〔理由〕約款、系統運用ルール、広域機関の業務規程・送配電等業務指針は、発電量調整供給契約申込の際に、承諾書等にて発電者が遵守する旨の確認を御社がされており、改めての記載は冗長のため。	電源Ⅰ・Ⅱ調整力契約書は、託送供給等約款に基づくものでもなく、発電契約者の方以外と契約させていただくことも想定されることから、それぞれにて確認させていただくものです。仮に電源Ⅰ・Ⅱ調整力契約を、発電契約者と締結させていただく場合においても、それぞれの契約において、確認させていただく必要があると考えております。

番号	該当箇所	意見	回答
1	第1条 2項	5行目のアグリゲータが甲となっている記載の意味は？	「アグリゲータが”乙”からの指令を受け」が正しいので、そのように修正します。
2	第11条 計量器等	取引メータのみなのか？受電側計測と考えると取引メータでやりとりなのか？特別な機器の取り付けは不要か？	計量に関しては、電源 I・II 調整力募集要綱において、「原則として、発電機毎に計量器を設置 　ただし、DRを活用した契約を希望される場合は、当社託送供給等約款に基づく計量器を用いて、調整力ベースラインの設定、ならびに、当社からのオンライン指令に基づく調整力ベースラインからの出力増減値を特定できることを前提とし、本要綱のみに基づく計量器の設置は不要です。具体的には、アグリゲータが集約する需要家等の状況（計量器の種類（例えば30分計量の可否等）・設置形態等）を踏まえ、個別協議させていただきます。」としております。その他、設備要件等を満たすための機器の取り付けなどについては、事業者さまの既設の設備状況により異なるものと考えます。電源 I・II 調整力募集要綱に記載の要件を基に、ご検討願います。
3	第12条	通信線とはなにか？DR要請はオープンADRではないのか？新たな規格を採用するのであれば、要件を明示してほしい。	電源 I および電源 II の通信方式に関しては、当社が指定する方式を採用させていただきます。当社が指定する方式については、個別に問合せをお願いします。

番号	該当箇所	意見	回答
1	13ページ目 第5章 募集概要 1. (7) 上限価格の 設定	初年度は、実績が無いため入札価格の設定が難しい。初年度に限り上限価格を入札募集前に公表するべきかと思えます。	公募・落札候補者選定の公平を期し、適切な価格の調整力を調達する観点から、上限価格ならびにその算定方法については、事前に公表しないこととしております。
2	14ページ目 第5章 募集概要 2. (1) 設備要件 イ 信号 A.オンラインで の応札の場合	現在、御社と瞬時調整特約を締結している事業者で調整方法がルーシャ断型の場合、応札者の負担軽減のため追加工事等不要でオンライン要件を満たすとして欲しい。	既に当社地方給電制御所～発電所等間の通信設備等が構築されており、それを用いて、本要綱にて定める要件を充たすことができる場合は、オンライン要件は満たしていると考えます。具体的には、それぞれの設備状況等を踏まえて判断いたしますので、個別に問合せをお願いします。
3	26ページ目 ニ 電 源等の運転実績に ついて (様式6)	「DRを活用して応札される場合、当社との瞬時調整契約の実績や、DR実証事業などへの参画実績等を記載ください。」とありますが、応札者の負担軽減のため運転実績の代わりに御社と現在締結している瞬時調整特約の契約書のコピーで代用できるとして欲しい。	本募集要綱の募集概要として、「技術的信頼性」を求めています。現在、瞬時調整特約を締結されている場合は、契約書の写し等を、「電源等の運転実績」として提出いただくことも可能としております。
4	<調整電力の設定 について>	2万～4万kWで変動して使用しています。平均3万kWの工場の場合、調整電力は従来通り3万kWとなるのでしょうか。	調整力契約電力は、原則、年間において当社の指令に応じ、運転継続時間に供出可能な出力となります。夏冬の平日以外に計画する作業停止可能日数(240日)を活用して契約電力を設定し、応札することは可能ですので、ご勘案のうえ、契約電力の設定をお願いします。その上で、停止日を除く調整力提供期間において、ご意見のように、2万～4万kWで変動するのであれば、2万kWでの応札をお願いします。
5		「厳気象対応」について、主に10年に1度の猛暑時等受給ひつ迫時と記載があるが、貴社系統内の発電所や系統でのトラブル起因による需給バランス調整は今回の対象外と考えてよいのでしょうか？	電源 I ' 募集要綱のはじめに「主に10年に1度の猛暑時等需給ひつ迫時に需給バランスを調整するための調整力を確保するため」との記載がありますが、これはあくまでも、そのような需給ひつ迫時にも対応できる調整力を確保するものであり、当社系統内の発電所や系統でのトラブル起因による需給バランス調整等も対象となります。
6		募集要綱確定(募集容量の公開含む)から入札募集の締め切りまで期間が短く、事業者の入札価格の決定時間を長くするべく、募集要綱を早期に提示してほしい。	経済産業省の「一般送配電事業者が行なう調整力の公募調達に係る考え方」に「応札者の募集期間については、本来的には入札を実施する一般送配電事業者の判断によることであるが、広く発電事業者等の応札を促し、競争の結果としてコストの効率的な調整力の調達を可能とするためには、発電事業者等が応札を検討するに当たって必要な募集期間が確保されている必要がある。(中略)イ) 長期契約による調達については、1ヶ月」と記載されていることを踏まえ、今般の募集要綱公表のタイミングとなっております。
7		上限価格は募集要綱にて公開されるのでしょうか？	公募・落札候補者選定の公平を期し、適切な価格の調整力を調達する観点から、上限価格ならびにその算定方法については、事前に公表しないこととしております。

番号	該当箇所	意見	回答
8		落札結果の公開内容を事前に提示することは可能でしょうか？	落札結果としては、経済産業省の「一般送配電事業者が行なう調整力の公募調達に係る考え方」に「一般送配電事業者は、電源 I 及び電源 II として契約をした発電事業者等が競争上不利を被らないように配慮しつつ、以下の情報を適切な時期に公表することが望ましいと考えられる。(中略) イ) 電源 I の公募調達の結果として、最高落札額及び平均落札額 (容量 (kW) 価格) □) 電源 I 及び電源 II への指令の結果として、指令をした電源等の週ごとの平均価格及び最高価格 (電力量 (kWh) 価格) 」と記載されていることを踏まえ、最高落札額及び平均落札額 (容量 (kW) 価格) を公表する予定です。
9		落札結果の公開を希望する内容は以下の通りです。 ：基準価格 (最低入札価格)、足きり点数、点数分布、①需要を抑制できる電源【DR】と②発電出力増加可能な電源の調整力(kW)の各総量	落札結果としては、経済産業省の「一般送配電事業者が行なう調整力の公募調達に係る考え方」に「一般送配電事業者は、電源 I 及び電源 II として契約をした発電事業者等が競争上不利を被らないように配慮しつつ、以下の情報を適切な時期に公表することが望ましいと考えられる。(中略) イ) 電源 I の公募調達の結果として、最高落札額及び平均落札額 (容量 (kW) 価格) □) 電源 I 及び電源 II への指令の結果として、指令をした電源等の週ごとの平均価格及び最高価格 (電力量 (kWh) 価格) 」と記載されていることを踏まえ、最高落札額及び平均落札額 (容量 (kW) 価格) を公表する予定です。
10		指令から調整までの時間が短いものとして、1時間未満に5点の加点があるが、弊社はこれまで即時的な負荷遮断で対応しており、今後もこの対応が可能だが、即時的な負荷遮断が可能な事業者への加点増を希望する。(他電力会社では、配点が細分化されている例もある。)	指令から調整まで1時間未満の場合に加点している理由は、ゲートクローズ以降 (1時間未満) に対応可能かと判断しております。1時間未満の加点の細分化は、現在考えておりません。
11		弊社では、今回の入札に対して生産ラインの生産量を調整することで、デマンド電力調整の入札を考えてます。 現在、昼間デマンド契約 ●000 KW、通常生産中は、△000 KWから□000 KW (30分デマンド) の電力を使用しています。弊社では、デマンドコントロール装置をすでに導入しているので、デマンド設定電力を上限として自動的に生産調整する事は出来るので、電力会社よりデマンド制限の要請があれば、デマンド契約電力相当の電力は削減できます。ただし、1週間のうちに1回は、機械保全の為に生産ラインは、停止します。 また、それ以外にも1日あたり3回ほど、時間にして約1時間ほど生産サイズの変更の為に、生産ラインを停止します。このとき、電力は×000 KWぐらいになります。この生産ライン停止状態のときにデマンド制限の要請が来た場合は、×000 KW以下に下げることが出来ないため、結果的に電力調整できないこととなります。 質問 1 弊社のような生産量調整によるデマンド対応でも、今回の入札に参入可能か？	生産ラインの停止を要件に抵触しない期間・時間帯で実施されるのであれば、応札は可能です。
12		質問 2 もしデマンド契約した場合、生産ライン停止状態のタイミングでデマンド要請が発令した場合に、契約電力分の電力が下げられないとしたら、ペナルティはあるのか、その料金はどれぐらいですか？ このペナルティの金額が入札価格よりも大きな金額となり、結果的にプラスマイナスで損失となる可能性はあるのでしょうか？	経済産業省の「一般送配電事業者が行なう調整力の公募調達に係る考え方」に「調整力を提供したものの、一般送配電事業者から指令された要件を満たさなかった場合」、「調整力を提供することができなかった期間に対する容量 (kW) 価格を受け取れない」とされていることを踏まえ、一部の要件を提供できない場合も、原則として、全部の要件を提供できない場合と同様に停止割戻料金の算定を行なうことを考えています。 本年度の募集にあたっては、ベースラインの設定等、試行的な部分も多くあることにも鑑み、本要綱においては、停止割戻・超過停止割戻のみを設定しております。 ただし、実際のパフォーマンスが契約で定めた要件を (一部でも) 満たさないと考えられる場合などは、その実績等を踏まえて、機能の確認・試験をお願いしたり、契約書 (契約の解除) に則り是正を求めることがあります。
13		・昨今、電気料金は値上りしており、瞬時調整特約による割引が無くなると企業経営上、大きな問題となるので、今まで通り瞬時調整特約を継続して頂きたい。また瞬時調整特約を契約している契約者には、これまでの需給逼迫時に協力してきた事を踏まえ、既得権があると考えております。以上の事を踏まえ、瞬時調整特約に相当する緩和措置や優遇措置を関西電力として講じて頂きたい。	いただいたご意見については、関西電力小売部門との契約に関する事柄であると考えられるため、ここの回答は差し控えます。

番号	該当箇所	意見	回答
14		・募集要項案が発表されてから、入札までのスケジュールが短すぎる。内容の理解や対応の検討を含めて、もう少し早く周知できなかったのか？もう少し検討期間を確保すべきであり、今回は対象外にして頂きたい。	経済産業省の「一般送配電事業者が行なう調整力の公募調達に係る考え方」に「応札者の募集期間については、本来的には入札を実施する一般送配電事業者の判断によることであるが、広く発電事業者等の応札を促し、競争の結果としてコストの効率的な調整力の調達を可能とするためには、発電事業者等が応札を検討するに当たって必要な募集期間が確保されている必要がある。（中略）イ）長期契約による調達については、1ヶ月」と記載されていることを踏まえ、今般の募集要綱公表のタイミングとなっております。
15		・オフライン入札案件の上限を10件に限定するのではなくもう少し広く募集すべきである	需給逼迫等必要時に発動する調整力であり、原則オンライン制御を前提に考えておりますが、暫定的に一部オフライン制御によるものも対象に含むことに致しました。なお、応札案件数は、実務者の対応能力の観点より、上限を設定したものであり、更なる緩和の予定はございません。
16		・オンライン化する場合の設備費用や手続きを提示して頂きたい	オンライン化に必要な設備要件については、事業者の設備状況等により異なります。個別に問合せをお願いします。
17		・オンライン化というのは、調整発動依頼の接点を受信し確認できる状態にすれば良いのか、負荷まで強制的に停止させるようにするのか、どちらの考え方なのか説明頂きたい	電源 I' のオンラインとは、調整発動依頼の接点信号を受信し、受信信号の打ち返しが送信可能な設備を具備していることです。（詳細は、第5章募集概要 2.(1)イに記載しておりますので、ご参照ください。）
18		・基本料金が入札価格×契約電力だけであり、発動回数を加味されていない。発動回数も加味した料金設定にすべきである	当社指令に応じて運転したことに伴う料金については、従量料金として、電源 I' 厳気象対応調整力（kWh）契約にもつきお支払いいたします。
19		・上限価格は入札前には提示すべきである	公募・落札候補者選定の公平を期し、適切な価格の調整力を調達する観点から、上限価格ならびにその算定方法については、事前に公表しないこととしております。
20		・價格的要素評価と非價格要素評価の点数配分をもう少し均等にして頂きたい	調達コストの低減等の観点から、非價格要素評価の点数配分を増加（均等）させることは考えておりません。

番号	該当箇所	意見	回答
21		<p>当社は非鉄金属製造業で発電機は持っていません。契約電力〇00kW、77kV受電で、瞬時調整特約●00kW、×××の契約状況です。今回、電源 I ' 廠気象対応調整力に応募を検討しております。</p> <p>予想される範囲で何日か後まで前もって電源 I ' での必要容量は毎日公開して頂きたい。3時間前に通告を頂くとしても、情報は早めに把握した方が生産計画が取り易く、多くの電力を提供出来ると考えます。</p>	<p>電源 I ' の必要容量を毎日公開することは考えておりません。</p>
22		<p>10年に一度程度の猛暑時等重要ひっ迫時に需給バランス調整を実施するための調整力を確保する目的となっておりますが、冬季は対象外と考えて良いのかが不透明。猛暑時等の表現であり、メニュー名称は廠気象対応調整力であるので、冬季も含まれると考えれ良いか説明していただきたい。</p>	<p>電源 I ' 募集要綱のはじめに「主に10年に1度の猛暑時等需給ひっ迫時に需給バランスを調整するための調整力を確保するため」との記載がありますが、これはあくまでも、そのような需給ひっ迫時にも対応できる調整力を確保するものであり、発動する可能性は、原則、年間通してあります。ただし、実発動に際しては、作業停止等の制約を考慮のうえ、行います。</p>
23		<p>(猛暑H1需要の103%) - (H3需要の108%) = 電源 I ' の必要量とのことで、最後の数%での供給力と理解していますが、需給バランス調整の最後の手段として電源 I ' を発動発動するのでしょうか？また、その旨であれば明確に運用方法を公開して頂きたいと考えます。</p>	<p>需給状況により発動する調整力が異なることから、運用方法を明確にお示しすることはできません。</p>
24		<p>落札したと仮定して、12月上旬の公表となるが、契約が完了するまでは落札額は確定しないと考えており(たとえば協議事項で不成立など)、来期予算作成のスケジュール的にぎりぎりもしくは間に合わない状況。最低でも年内に契約完了するよう、御社の契約担当は対応頂けるのか、対応頂きたい。</p>	<p>落札案件決定後、速やかに契約締結に向けて協議を進めさせていただきますが、締結時期については、お約束しかねます。当社としても、必要な調整力を確実に確保する観点から、平成28年度内の遅くない時期までの締結を目指したいと考えておりますが、公募への応札状況・落札状況によっては、多数の事業者さまとの協議が必要となることをご理解願います。両社にとって、契約協議がスムーズに進むよう、また、確度の高い次年度計画が可能となるよう、募集要綱や契約書(ひな型)の中身を十分ご確認の上、応札いただきますよう、お願い致します。</p>
25		<p>価格の比率が90%・その他が10%となっているが、「発動可能回数」「発動までの時間」等の要素が入札の応否に反映されるように、その他項目の比率がもっと大きくなるような制度としてもらいたい。</p>	<p>調達コストの低減等の観点から、非価格要素評価の点数配分を増加させることは考えておりません。</p>
26	<p>P.11の(2) 電源 I ' 廠気象対応調整力提供期間について(関連 P.20,25,26)</p>	<p>エネルギー基本計画では、電力の安定供給を実現するために、電力システム改革の一環として、DRを活用した新たな事業形態を導入しやすい環境を整備し、需要を管理していくことの必要性が謳われており、DRを活用した電源等についても調整力として推進していくことが重要と考えます。DRを活用した電源等の中でも、現在ネガワット取引に向けた実証事業の「高度制御型デマンドリスポンス実証事業」で検証中でもある蓄熱システムは、低炭素化にも寄与でき、群として扱えば、非常に大きな調整力が期待でき、積極的に活用すべきシステムです。蓄熱システムはこれまで全国に約3万件の導入実績があり、約190万kWのピーク電力削減効果を生み出しており、調整力としては、十分なポテンシャルを有していることがいえます。</p> <p>この需要家設備である蓄熱システムは、廠気象時等の稀頻度リスクの高い夏季や冬季に調整力が大きい特徴をもったシステムであるため、夏季のみや夏季と冬季といった期間単位や月単位で、きめ細かく電源 I ' 廠気象対応調整力契約電力kWを設定できるような柔軟な契約の形態にしていただきたい。</p> <p>具体的には、P.11の(2) 電源 I ' 廠気象対応調整力提供期間について、1年間だけに固定せず、他に「夏季のみ」や「夏季と冬季」を加えていただきたい。また、それに伴って、P.20の入札書の表の2の項目について、電源 I ' 廠気象対応調整力の契約容量kW・提供可能時間を「夏季のみ」、「夏季と冬季」や月毎に設定できるようにし、またそれに併せてP.25の3 アグリゲーターが集約する需要家等の一覧の内容(供出電力を「夏季のみ」、「夏季と冬季」や月毎にする等)、P.26の運転実績の表の項目(出力/総使用量の項目を「夏季のみ」、「夏季と冬季」や月毎にする等)を見直していただきたい。</p>	<p>経済産業省の「一般送配電事業者が行なう調整力の公募調達に係る考え方」に「特定の事業者のみが応札可能な要件や契約条件となっておらず、発電事業者等の競争の促進を阻害するものでないこと」とされていることを踏まえ、蓄熱システムを優遇することは考えておりません。</p> <p>また、安定した調整力を確保する観点から、年間募集としております。契約電力kWの細分化(期間単位や月単位)を行なう予定はありません。</p>

番号	該当箇所	意見	回答
27	P.28、29の「価格要素評価点、非価格要素評価点」に関して	<p>昨年出されたエネルギーミックスや電気事業における低炭素社会実行計画 (2030 年度 CO2排出係数0.37kgCO2/kWh) にもありますように、電源の低炭素化が必要不可欠である中、バーチャルパワープラント (仮想発電所) としても同様に低炭素化に寄与することが重要です。また、「上げ調整」・「下げ調整」の両方に対応できる電源等には、需給バランス運用の柔軟性への貢献が大きいと考えます。</p> <p>そこで非価格要素評価点に関して、反応速度や対応可能日数以外に「電源等の低炭素化」・「下げ調整と上げ調整の両方の対応可否」といった評価項目を加えていただきたい。さらに非価格要素評価点について、特に電源等の低炭素化は上述のように非常に重要な要素と位置づけられるため、少なくとも電気事業連合会が仮設定した非価格要素評価点を20点 (「一般送配電事業者による調整力の公募調達について (平成28年7月28日、電気事業連合会) 」の資料より) よりも高くしていただきたい。</p> <p>これにより、調整力の拡大や経済産業省が推奨する省エネ (電力の低炭素化を含む) ・負荷平準化や環境省の推奨する地球温暖化防止・省CO2 (日本の約束草案2030年度2013年度比-26%) の目標達成に向けてより一層推進が図られることが期待できます。</p>	<p>経済産業省の「一般送配電事業者が行なう調整力の公募調達に係る考え方」に「特定の事業者のみが応札可能な要件や契約条件となっておらず、発電事業者等の競争の促進を阻害するものでないこと」とされていることを踏まえ、特定の電源種を優遇することは考えておりません。</p> <p>また、調達コストの低減等の観点から、非価格要素評価の点数配分を高くすることは考えておりません。</p>
28	P.28の「価格要素評価点の算定」に関して	<p>算定式が発電設備の特定された表現であるため、DRを活用した電源等には、空調用の熱源機や照明等の負荷設備等を停止することによってデマンドを調整するため、算定式内の「運転継続時間」「運転継続可能時間」「年間停止計画日数」「年間停止可能日数」という表現では誤解を招く恐れがあるため、DRを活用した電源等の場合でも読み取れるように、それぞれ「停止継続時間」「停止継続可能時間」「年間運転計画日数」「年間運転可能日数」のように読み替えられる説明をP.28の[ステップ 1] の下の注意書きまたは補足説明として追加していただきたい。</p>	<p>発電設備だけでなく、DRを活用して調整力を供出したいただけることを前提に、「発電等出力増」について「発電設備の出力増加または負荷設備の需要抑制により調整力を供出すること」と定義し、その上で、「運転継続時間」「運転継続可能時間」「年間停止計画日数」「年間停止可能日数」を定義しております。</p>
29		<p>・要綱第3章1.(8)アグリゲータの用語の定義について、需要者自らがDRを提供し、需要者がアグリゲータになることも想定されるため、その旨を明確に記載してはどうか。</p>	<p>需要者自らがアグリゲータとなる場合も想定し、本要綱では「単独または複数の…需要家を集約…」と記載しておりますが、ご意見を踏まえ、「需要家自らがアグリゲータとなることも可能です。」と補記します。</p>
30		<p>・要綱第5章1.(3)ロにおいて、燃料を安定して調達できることが条件となっているが、具体的にどの程度の連続運転日数に供えた燃料調達が必要となるのか。</p>	<p>調整力として提供可能な燃料の確保をお願いいたします。</p>
31	P.11 第5章募集概要 (3) 対象電源 イ	<p>(質問) ・オフラインは最大 10 か所とあるが、DRの場合は関西電力様とアグリゲータ間での連絡となるため、アグリゲータ単位でカウントすると考えてよいか。</p>	<p>オフラインの件数は、応札案件単位でカウントします。</p>
32	P.14 第5章 2 (1) 設備要件 A. オンラインでの応札の場合	<p>(質問) ・DRの場合、受信信号・送信信号ともに換算電力様とアグリゲータ間での通信と考えてよいか。 その場合、Open-ADRに基づき通信となると考えてよいか。</p>	<p>受信信号・送信信号ともに、当社とアグリゲータ間の通信となります。</p> <p>DRに対するオンライン指令の要件・仕様等については、全国大で標準化が必要な課題と認識しております。</p> <p>今年度の公募におけるオンライン要件の適否については、個別に判断させていただきますので、応札の際、事業者において実現可能な通信手段についてご記載願います。</p>

番号	該当箇所	意見	回答
33	P.15 第 5 章 3 (1) 運用条件 八	(意見) ・昨年度、今年度と実施されているDR実証のルールに合わせ、DRについては原則 2 時間提供可能としてはどうか。 (昨年度のDR実証においては 1 時間前通知が 2 時間継続、今年度のDR実 証においては 4 時間前通知が 2 時間継続)	原則 3 時間の提供可能時間が必要と考えています。ただし、3時間より短いもので も応札可能ですが、基準に満たないものについては、落札評価で考慮いたします。
34	P.16 第 5 章 3 (運用要件) ホ 計画等の提出	(意見) ・DRの場合、時期・状況によって需要家ポートフォリオを組みかえるため、需要家ご との内訳までの提出は難しいのではないかと。	当社からの指令に従った調整力の供出にあたり、契約書の別紙 1 で提出いただいた 需要家の中から、抑制する需要家を適宜選択いただくことは可能です。
35	P.39 第 9 章 そ 他 4. □ DRを 活用した応札者の 設備例	(質問) ・DRの場合、御社のシステムとOpen-ADRIによるアグリゲータが通信する形態でもよ いか。	受信信号・送信信号ともに、当社とアグリゲータ間の通信となります。 DRに対するオンライン指令の要件・仕様等については、全国大で標準化が必要な 課題と認識しております。 今年度の公募におけるオンライン要件の適否については、個別に判断させていた きますので、応札の際、事業者において実現可能な通信手段についてご記載願 います。
36	第3章 用語の定義	DRはオンライン電源とみなされることを確認いただきたい。	電源 I ' のオンラインとは、調整発動依頼の接点信号を受信し、受信信号の打ち返 しが送信可能な設備を具備していることであり、この設備を具備していないDRに ついては、オンライン電源としてみなしません。
37	第4章 募集スケ ジュール	今後も定期的に意見募集を行い、次回以降の公募要項制定に活用していただき たい。	意見募集については10月24日より再開しております。今後の調整力公募の参考と させていただきます。
38	第5章 募集概要 1. 募集内容お よび満たすべき条件	・DR専用枠を設定し、ポジワットのものとして別々にしていただきたい。	経済産業省の「一般送配電事業者が行なう調整力の公募調達に係る考え方」に 「特定の事業者のみが応札可能な要件や契約条件とならず、発電事業者等 の競争の促進を阻害するものでないこと」とされていることを踏まえ、DR専用枠を設 けることは予定しておりません。
39	第5章 募集概要 1. 募集内容お よび満たすべき条件	・ネガワット活用の観点から、ネガワットについての最低入札量の制限 (1,000kW 以上) をなくし、小容量での参加も可能としていただきたい。	当社の周波数制御・需給バランス調整システムの最小単位を最低入札量に設定し ています。

番号	該当箇所	意見	回答
40	第5章 募集概要 1. 募集内容および満たすべき条件	・取引単位は、JEPX取引単位同様に100kWとしていただきたい。	当社の周波数制御・需給バランス調整システムの最小単位を最低入札量に設定しています。
41	第5章 募集概要 1. 募集内容および満たすべき条件	・ネガワットの入札はポジワットのものとは別としていただきたい。	経済産業省の「一般送配電事業者が行なう調整力の公募調達に係る考え方」に「特定の事業者のみが応札可能な要件や契約条件となっておらず、発電事業者等の競争の促進を阻害するものでないこと」とされていることを踏まえ、DR専用枠を設けることは予定しておりません。
42	第5章 募集概要 1. 募集内容および満たすべき条件	・公募要項内に上限価格を提示していただきたい。	公募・落札候補者選定の公平を期し、適切な価格の調整力を調達する観点から、上限価格ならびにその算定方法については、事前に公表しないこととしております。
43	第5章 募集概要 1. 募集内容および満たすべき条件	・ネガワットについては現在の実証において10分前予告、1時間前予告、4時間前予告で分かれていますので、今回の入札にあっても、電力会社からの指令からその指令に応じるまでのメニューを分割していただきたい。また、指令から実施までの時間が短いメニューほど評価されるような仕組みとしていただきたい。	指令受信から調整実施までの時間については、入札書にて申し出いただくこととしております。指令から調整まで1時間未満のものについては、ゲートクローズ以降（1時間未満）に対応可能となりますので、評価上加点することとしております。1時間未満の加点の細分化は、現在考えておりません。
44	第5章 募集概要 1. 募集内容および満たすべき条件	・精算のためのデータがどのように提供されるのかをご教示いただきたい。	電源 I ' 厳気象対応調整力 (kW) 契約においては、基本料金と停止割戻料金・超過停止割戻料金などの算定を、電源 I ' 厳気象対応調整力 (kWh) 契約においては、kWhの算定を、当社にて行ない、調整力契約者に通知します。具体的な通知などの方法については、別途、契約協議の中で調整させていただきます。
45	第5章 募集概要 1. 募集内容および満たすべき条件	・DRで参加する場合、参加需要家が異なる場合には、複数入札を認めて頂きたい。	需要家が異なる場合は、同一のアグリゲータから、別の応札案件として応札することが可能です。
46	第5章 募集概要 2. 設備要件	・随意調整契約との重複も、優先順位等により許容いただきたい。	電源 I ' 厳気象対応調整力 (kW) としての契約については本目的以外に活用しないことを条件としております。

番号	該当箇所	意見	回答
47	第5章 募集概要 2. 設備要件	・最低運転継続時間について、ネガワットについては現在の実証において継続時間はメニュー別に30分、1時間、2時間と設定されており、これらに沿った仕組みとしていただきたい。	原則 3 時間の提供可能時間が考えています。ただし、3時間より短いものでも応札可能ですが、基準に満たないものについては、落札評価で考慮いたします。
48	第5章 募集概要 2. 設備要件	・休日及び祝日は対象外になるのか、昼休みの時間帯はどうなるのかご教示いただきたい。その際、仮にこれらを除外する場合、評価の時にDRに不利な条件にならないよう配慮いただきたい。	調整力の供出対象は原則、休日及び祝日および昼休みも含まれます。なお、夏冬の平日以外の作業停止可能日数（240日）の範囲内で作業を計画することは、可能です。
49	第5章 募集概要 3. 運用要件等、その他	ロードディスパッチがスペックに入る場合には、ある一定サイズ毎にしてください。	運用条件等がある場合は、“ホ 運用条件に関わる事項”の「その他」欄に記載ください。
50	第5章 募集概要 3. 運用要件等、その他	DRの場合のものを別途特定していただきたい。	DRも本要綱の設備要件・運用要件に記載のとおりです。
51	第7章 評価および 落札案件決定の方法	・託送約款を遵守し、調整力供給契約を担える事業者であること。	託送供給等約款を遵守していただくと共に、本要綱ならびに契約書（ひな型）の内容について了解いただける事業者が公募の対象となります。
52	第7章 評価および 落札案件決定の方法	・DR発動体制、需給管理体制、情報保護等がなされていること。	募集要綱に記載の設備要件を満たしていただける事業者が公募の対象となります。
53	第7章 評価および 落札案件決定の方法	・DRシステムを持ち、実施出来ること。	募集要綱に記載の設備要件を満たしていただける事業者が公募の対象となります。

番号	該当箇所	意見	回答
54	第7章 評価および落札案件決定の方法	・今までの実証が参加要件として生かされる様をお願いしたい (例えば実証で何回以上のDR指令を発令し、どの程度成功していることなどを条件にする等)。	本募集要綱にて定める要件については、当社の需給・系統運用上の必要性に鑑み、DR実証事業の内容等も参考にしながら、設定しております。なお、本募集要綱の募集概要として、“技術的信頼性”を求めています。DR実証事業への参加実績を、「電源等の運転実績」として提出いただくことも可能としております。
55	第7章 評価および落札案件決定の方法	・価格要素評価点の計算で、休日・祝日も含まれて考慮されるとなると発電に有利になることが考えられる。ネガワットの特性も考慮し、広域機関の議論でも取り上げられたような非価格要素の部分でネガワットが対等に評価されるよう配慮いただきたい。	休日及び祝日も調整力の供出対象となりますが、供出できない場合は停止日として応札をお願いします。 また、特定の電源等を優遇する募集は行ないません。
56	第7章 評価および落札案件決定の方法	・入札した価格が支払われるのか、クリアされた価格が支払われるのかをおしえていただきたい。	本要綱第8章「契約条件」に記載のとおり、入札価格をもとに基本料金をお支払いすることを考えております。
57	第8章 契約条件 1. 主たる契約条件	・随時調整契約との重複も、優先順位付等により許容いただきたい。	電源 I ' 減気象対応調整力 (kW) としての契約については本目的以外に活用しないことを条件としております。
58	第8章 契約条件 1. 主たる契約条件	・契約期間は年次とし、ノミネーションは毎週行うものとする。需要家の募集は3月末まで可能とする (入札募集時の需要家リスト提出は不要としていただきたい) 。また、落札された容量を契約期間開始までに集められなかった場合には基本料金が毎月の登録要領に応じて調整されるだけであると理解するが、ご確認いただきたい。	次年度の供給計画作成に鑑み、本募集要綱に記載のスケジュールに則って落札候補者選定を行ないたいと考えております。当社は、一般送配電事業者として、周波数維持等の義務があり、確実に調整力を提供頂ける事業者を選定する必要があることから、アグリゲータさまにつきましては、応札時点で需要家の確保 (確保いただいている需要家について応札) をお願いいたします。 なお、応札以降で、対象需要家を追加いただくことは可能です。(その場合、電源 I ' 減気象対応調整力契約電力の変更はできません。)
59	第8章 契約条件 1. 主たる契約条件	・公募時点でのアグリゲーターの需要家確保要件の明示 (入札した契約量の何%まで事前に確保しておくべきかなど) をお願いしたい。	応札時点で契約電力に相当する調整力が供出可能な需要家の確保をお願いします。応札時に需要家に関する情報を様式 3 - 3 で提出いただけます。 なお、応札以降で、対象需要家を追加いただくことは可能です。(その場合、電源 I ' 減気象対応調整力契約電力の変更はできません。)
60	第8章 契約条件 1. 主たる契約条件	・Type II DRではネガワット調整金の小売業者に支払われないのが実情ゆえ、本件も同様としていただきたい。	当社としましては、需要家によるDRが確実にこなわれ、契約電力に相当する調整力が確実に供出されることが必要と考えております。基本的に、調整力契約にあたり、契約の当事者とは異なる小売電気事業者の行動を規定することはできないと考えておりますが、アグリゲータ側において、小売電気事業者との間で調整力供出が円滑かつ確実に出来る様、事前の調整・取決めの実施をお願いするものです。(取決めの内容・形式は問いません。)

番号	該当箇所	意見	回答
61	第8章 契約条件 1. 主たる契約条件	・今回設定される I ' のプログラムのパフォーマンスの上振れによるペナルティをなしとしていただきたい（ I ' の目的より、緊急的電力不足時に発動されるものであるために、パフォーマンスの上振れによるペナルティが設定されるのは合理的でないと考えため）。	本年度の募集にあたっては、ベースラインの設定等、試行的な部分も多くあることにも鑑み、本要綱においては、停止割戻・超過停止割戻のみを設定しております。ただし、実際のパフォーマンスが契約で定めた要件を（一部でも）満たさないと考えられる場合などは、その実績等を踏まえて、機能の確認・試験をお願いしたり、契約書（契約の解除）に則り是正を求めることがあります。
62	第8章 契約条件 1. 主たる契約条件	・随時調整契約との重複も、優先順位付等により許容いただきたい。	電源 I ' 減気象対応調整力（kW）としての契約については本目的以外に活用しないことを条件としております。
63	第8章 契約条件 1. 主たる契約条件	・アグリゲーターとして複数年契約も用意していただきたい。	経済産業省の「一般送配電事業者が行なう調整力の公募調達に係る考え方」に「本報告書の策定時点においては、旧一般電気事業者以外が保有する調整力を提供可能な電源等が多く存在しているとは言い難い状況であり、公募調達の実施当初から、複数年に亘る契約が一般送配電事業者と発電事業者等との間で締結された場合、事実上、今後の新規の発電事業者等の参入を排除することとなり、競争を阻害する可能性がある。このため、契約期間については、長くても1年間とすることが望ましいと考えられる。」と記載されていることを踏まえ、電源 I ' 厳気象対応調整力契約については1年間の契約としております。
64	第8章 契約条件 1. 主たる契約条件	・契約期間は年次とし、ノミネーションは毎週行うものとする。需要家の募集は3月末まで可能とする。	次年度の供給計画作成に鑑み、本募集要綱に記載のスケジュールに則って落札候補者選定を行わないと考えております。当社は、一般送配電事業者として、周波数維持等の義務があり、確実に調整力を提供頂ける事業者を選定する必要があることから、アグリゲータさまにつきましては、応札時点で需要家の確保（確保いただいている需要家について応札）をお願いいたします。 なお、応札以降で、対象需要家を追加いただくことは可能です。（その場合、電源 I ' 厳気象対応調整力契約電力の変更はできません。）
65	第8章 契約条件 1. 主たる契約条件	・公募時点でのアグリゲーターの需要家確保要件の明示（入札した契約量の何%まで事前に確保しておくべきかなど）をお願いしたい。	応札時点で契約電力に相当する調整力が供出可能な需要家の確保をお願いします。応札時に需要家に関する情報を様式3-3で提出いただけます。 なお、応札以降で、対象需要家を追加いただくことは可能です。（その場合、電源 I ' 厳気象対応調整力契約電力の変更はできません。）
66	第8章 契約条件 1. 主たる契約条件	・その中で需要家の事前確保比率は低めに設定していただきたい。	応札時点で契約電力に相当する調整力が供出可能な需要家の確保をお願いします。応札時に需要家に関する情報を様式3-3で提出いただけます。 なお、応札以降で、対象需要家を追加いただくことは可能です。（その場合、電源 I ' 厳気象対応調整力契約電力の変更はできません。）
67	第8章 契約条件 1. 主たる契約条件	・ここでの電源1-bの扱いはどうなるのかご教示いただきたい。	ご意見の意図が分かりかねますが、電源 I -bについては電源 I 需給バランス調整力募集要綱をご参照ください。

番号	該当箇所	意見	回答
68	第8章 契約条件 1. 主たる契約条件	・停止割戻料金につき、全部または一部の定義を明確にしていきたい	経済産業省の「一般送配電事業者が行なう調整力の公募調達に係る考え方」に「調整力を提供したものの、一般送配電事業者から指令された要件を満たさなかった場合」、「調整力を提供することができなかった期間に対する容量 (kW) 価格を受け取れない」とされていることを踏まえ、一部の要件を提供できない場合も、原則として、全部の要件を提供できない場合と同様に停止割戻料金の算定を行なうことを考えています。
69	第8章 契約条件 1. 主たる契約条件	・停止割戻対象時間 (最長2時間) は、イベント単位で求められるのか、もしくは年間単位なのか、ご教示いただきたい。	1 回の設備トラブルや計画外の補修につき最初の 2 時間を限度に停止割戻料金を算定します。
70	第8章 契約条件 1. 主たる契約条件	・需要家単位の報告内容は現行の実証事業の運用を踏襲していただきたい。	本募集要綱に基づく契約においては、当社にて計量を行ない、その計量値をもとに精算するため、基本的に、実績の報告は不要です。ただし、契約電源等が当社の指令に応じた調整力の供出を行なえていないと考えられる場合などには、当社から報告を求めることもあり得ます。その際報告いただく内容については、契約電源等の応動状況などを踏まえ、判断します。
71	第8章 契約条件 1. 主たる契約条件	・アグリゲーター単位の報告内容は実証事業の運用を踏襲 (拠点内訳も報告) していただきたい。	本募集要綱に基づく契約においては、当社にて計量を行ない、その計量値をもとに精算するため、基本的に、実績の報告は不要です。ただし、契約電源等が当社の指令に応じた調整力の供出を行なえていないと考えられる場合などには、当社から報告を求めることもあり得ます。その際報告いただく内容については、契約電源等の応動状況などを踏まえ、判断します。
72	第8章 契約条件 1. 主たる契約条件	・アグリゲーター設置による計量器により計量を行い、DRの実証報告をアグリゲーターから行う場合、報告時期は毎月1回 (月末) に纏めて実施していただきたい。速報対応を求められる場合の対応時間を明確にしていきたい (例えば、24h以内、12h以内など)。	計量器については、当社託送供給等約款に基づく計量器を用いて、調整力ベースラインの設定、ならびに、当社からのオンライン指令に基づく調整力ベースラインからの出力増を特定できることを前提とし、本要綱のみに基づく計量器の設置は不要です。具体的には、アグリゲータが集約する需要家等の状況 (計量器の種類 (例えば30分計量の可否等) ・設置形態等) を踏まえ、個別協議させていただきます。本募集要綱に基づく契約においては、当社にて計量を行ない、その計量値をもとに精算するため、基本的に、実績の報告は不要です。ただし、契約電源等が当社の指令に応じた調整力の供出を行なえていないと考えられる場合などには、当社から報告を求めることもあり得ます。その際報告いただく内容については、契約電源等の応動状況などを踏まえ、判断します。
73	第8章 契約条件 1. 主たる契約条件	・計測手段は過度に限定せず、現状の料金計算で認められている入手段と同等の許容度となる様をお願いしたい。	計量器については、当社託送供給等約款に基づく計量器を用いて、調整力ベースラインの設定、ならびに、当社からのオンライン指令に基づく調整力ベースラインからの出力増を特定できることを前提とし、本要綱のみに基づく計量器の設置は不要です。具体的には、アグリゲータが集約する需要家等の状況 (計量器の種類 (例えば30分計量の可否等) ・設置形態等) を踏まえ、個別協議させていただきます。
74	第8章 契約条件 1. 主たる契約条件	・通信およびセキュリティ要件について、専用線等、過度に堅牢な対策を施す要件とはしない様をお願いしたい。	DRに対するオンライン指令の要件・仕様等については、全国大で標準化が必要な課題と認識しております。今年度の公募におけるオンライン要件の適否については、個別に判断させていただきますので、応礼の際、事業者において実現可能な通信手段についてご記載願います。

番号	該当箇所	意見	回答
75	第8章 契約条件 1. 主たる契約条件	・通信規格について各一般送電事業者で異なる規格とせず、統一した規格（共通化）をお願いしたい。	DRに対するオンライン指令の要件・仕様等については、全国大で標準化が必要な課題と認識しております。 今年度の公募におけるオンライン要件の適否については、個別に判断させていただきますので、応札の際、事業者において実現可能な通信手段についてご記載願います。
76	第8章 契約条件 1. 主たる契約条件	・インターフェイス関係は、現行VTN・VEN活用を前提に実施いただきたい。	DRに対するオンライン指令の要件・仕様等については、全国大で標準化が必要な課題と認識しております。 今年度の公募におけるオンライン要件の適否については、個別に判断させていただきますので、応札の際、事業者において実現可能な通信手段についてご記載願います。
77	第8章 契約条件 1. 主たる契約条件	・その中で需要家の事前確保比率は低めに設定していただきたい。	応札時点で契約電力に相当する調整力が供出可能な需要家の確保をお願いします。応札時に需要家に関する情報を様式 3 - 3 で提出いただけます。 なお、応札以降で、対象需要家を追加いただくことは可能です。（その場合、電源 I ' 廠気象対応調整力契約電力の変更はできません。）
78	第8章 契約条件 1. 主たる契約条件	・計測はアグリゲーターがスマートメーターからのパルス、Bルート連携測定器（BEMS、HEMS）で計測することも認めていただきたい。	本募集要綱に基づく契約においては、当社にて計量を行ない、その計量値をもとに精算いたします。
79	第8章 契約条件 1. 主たる契約条件	・計測粒度は現行の実証事業の運用を踏まえたルールとしていただきたい（実証事業では10分前予告は5分毎、その他メニューは30分毎）。	計量器については、当社託送供給等約款に基づく計量器を用いて、調整力ベースラインの設定、ならびに、当社からのオンライン指令に基づく調整力ベースラインからの出力増を特定できることを前提とし、本要綱のみに基づく計量器の設置は不要です。 具体的には、アグリゲータが集約する需要家等の状況（計量器の種類（例えば30分計量の可否等）・設置形態等）を踏まえ、個別協議させていただきます。
80	第8章 契約条件 1. 主たる契約条件	・需要家ごとに10kWの調整量が必要という要件を撤廃していただきたい。	現時点で、特定卸供給の要件として想定されている1kWに修正します。
81	第8章 契約条件 1. 主たる契約条件	・今回設定される I ' のプログラムのパフォーマンスの上ぶれによるペナルティをなしとしていただきたい（ I ' の目的より、緊急的電力不足時に発動されるものであるために、パフォーマンスの上振れによるペナルティが設定されるのは合理的でないと考えため）。	本年の募集にあたっては、ベースラインの設定等、試行的な部分も多くあることにも鑑み、本要綱においては、停止割戻・超過停止割戻のみを設定しております。 ただし、実際のパフォーマンスが契約で定めた要件を（一部でも）満たさないと考えられる場合などは、その実績等を踏まえて、機能の確認・試験をお願いしたり、契約書（契約の解除）に則り是正を求めることがあります。

番号	該当箇所	意見	回答
82	第9章 その他	・需要家単位の報告内容は現行の実証事業の運用を踏襲していただきたい。	本募集要綱に基づく契約においては、当社にて計量を行ない、その計量値をもとに精算するため、基本的に、実績の報告は不要です。ただし、契約電源等が当社の指令に応じた調整力の供出を行なえていないと考えられる場合などには、当社から報告を求めることもあり得ます。その際報告いただく内容については、契約電源等の応動状況などを踏まえ、判断します。
83	第4章 募集スケジュール	・今後も定期的に意見募集を行い、次回以降の公募要項制定に活用していただきたい。	意見募集については10月24日より再開しております。今後の調整力公募の参考とさせていただきます。
84	第5章 募集概要	・随時調整契約との重複も、優先順位付等により許容いただきたい。	電源 I 減気象対応調整力（kW）としての契約については本目的以外に活用しないことを条件としております。
85	第5章 募集概要	・過度に堅牢な対策を施す要件及び脆弱な要件に対して是正する仕組みの整備をお願いしたい。	DRに対するオンライン指令の要件・仕様等については、全国大で標準化が必要な課題と認識しております。 今年度の公募におけるオンライン要件の適否については、個別に判断させていただきますので、応札の際、事業者において実現可能な通信手段についてご記載願います。
86	第5章 募集概要	・通信要件は現行程度（専用線等の過度な対策は行わない）としていただきたい。	DRに対するオンライン指令の要件・仕様等については、全国大で標準化が必要な課題と認識しております。 今年度の公募におけるオンライン要件の適否については、個別に判断させていただきますので、応札の際、事業者において実現可能な通信手段についてご記載願います。
87	第5章 募集概要	・統一した規格（共通化）をお願いしたい。	DRに対するオンライン指令の要件・仕様等については、全国大で標準化が必要な課題と認識しております。 今年度の公募におけるオンライン要件の適否については、個別に判断させていただきますので、応札の際、事業者において実現可能な通信手段についてご記載願います。
88	第5章 募集概要	・インターフェイス関係は、現行VTN・VEN活用を前提に実施いただきたい。	DRに対するオンライン指令の要件・仕様等については、全国大で標準化が必要な課題と認識しております。 今年度の公募におけるオンライン要件の適否については、個別に判断させていただきますので、応札の際、事業者において実現可能な通信手段についてご記載願います。

番号	該当箇所	意見	回答
89	第5章 募集概要	・最低運転継続時間について、ネガワットについては現在の実証において継続時間はメニュー別に30分、1時間、2時間と設定されており、これらに沿った仕組みとしていただきたい。	原則 3 時間の提供可能時間が考えています。ただし、3時間より短いものでも応札可能ですが、基準に満たないものについては、落札評価で考慮いたします。
90	第5章 募集概要	・オンライン対応の場合、受信信号として接点信号となっているが、社会実証等で実施しているOpenADRを用いることは想定していないのか。	DRに対するオンライン指令の要件・仕様等については、全国大で標準化が必要な課題と認識しております。 今年度の公募におけるオンライン要件の適否については、個別に判断させていただきますので、応札の際、事業者において実現可能な通信手段についてご記載願います。
91	第5章 募集概要	・DR専用枠を設定し、ネガワットの入札はポジワットのものとしていただきたい。	経済産業省の「一般送配電事業者が行なう調整力の公募調達に係る考え方」に「特定の事業者のみが応札可能な要件や契約条件とならず、発電事業者等の競争の促進を阻害するものでないこと」とされていることを踏まえ、DR専用枠を設けることは予定しておりません。
92	第5章 募集概要	・随時調整契約との重複も、優先順位付等により許容いただきたい。	電源 I ' 減気象対応調整力 (kW) としての契約については本目的以外に活用しないことを条件としております。
93	第5章 募集概要	・アグリゲーターとして複数年契約も用意していただきたい。	経済産業省の「一般送配電事業者が行なう調整力の公募調達に係る考え方」に「本報告書の策定時点においては、旧一般電気事業者以外が保有する調整力を提供可能な電源等が多く存在しているとは言い難い状況であり、公募調達の実施当初から、複数年に亘る契約が一般送配電事業者と発電事業者等との間で締結された場合、事実上、今後の新規の発電事業者等の参入を排除することとなり、競争を阻害する可能性がある。このため、契約期間については、長くても 1 年間とすることが望ましいと考えられる。」と記載されていることを踏まえ、電源 I ' 厳気象対応調整力契約については 1 年間の契約としております。
94	第5章 募集概要	・発電設備を活用した応札者は、原則として発電機毎に契約となっているが、アグリゲータ単位で契約にできないか。	経済産業省の「一般送配電事業者が行なう調整力の公募調達に係る考え方」に「調整力として活用する電源等の募集単位については、発電機等のユニット単位や、ユニットを特定した上で容量単位 (電源等のうち一定容量の切り出し) が考えられる。(中略) 原則としてユニットを特定した上で容量単位による応札を受け付ける。」とあることを踏まえ、発電設備を活用して応札される場合は、原則として発電機を特定して、容量単位 (kW) で実施していただくこととしております。
95	第5章 募集概要	・契約期間は年次とし、ノミネーションは毎週行うものとする。需要家の募集は3月末まで可能とする (入札募集時の需要家リスト提出は不要としていただきたい。)	次年度の供給計画作成に鑑み、本募集要綱に記載のスケジュールに則って落札候補者選定を行ないたいと考えております。当社は、一般送配電事業者として、周波数維持等の義務があり、確実に調整力を提供頂ける事業者を選定する必要があることから、アグリゲータさまにつきましては、応札時点で需要家の確保 (確保いただいている需要家について応札) をお願いいたします。 なお、応札以降で、対象需要家を追加いただくことは可能です。(その場合、電源 I ' 厳気象対応調整力契約電力の変更はできません。)

番号	該当箇所	意見	回答
96	第5章 募集概要	・公募時点でのアグリゲーターの需要家確保要件の明示 (入札した契約量の何%まで事前に確保しておくべきかなど) をお願いしたい。	応札時点で契約電力に相当する調整力が供出可能な需要家の確保をお願いします。応札時に需要家に関する情報を様式 3 - 3 で提出いただきます。 なお、応札以降で、対象需要家を追加いただくことは可能です。(その場合、電源 I ' 厳気象対応調整力契約電力の変更はできません。)
97	第5章 募集概要	・その中で需要家の事前確保比率は低めに設定していただきたい。	応札時点で契約電力に相当する調整力が供出可能な需要家の確保をお願いします。応札時に需要家に関する情報を様式 3 - 3 で提出いただきます。 なお、応札以降で、対象需要家を追加いただくことは可能です。(その場合、電源 I ' 厳気象対応調整力契約電力の変更はできません。)
98	第5章 募集概要	・Load dispatchがSpecに入る場合には、ある一定サイズ毎にしてください。	運用条件等がある場合は、“ホ 運用条件に関わる事項”の「その他」欄に記載ください。
99	第5章 募集概要	・ネガワット活用の観点から、ネガワットについての最低入札量の制限 (1,000kW以上) をなくし、小容量での参加も可能としていただきたい。	当社の周波数制御・需給バランス調整システムの最小単位を最低入札量に設定しています。
100	第5章 募集概要	・長期的にはDR容量10MW以下のものの組み入れをお願いしたい。	“長期的にはDR容量10kW以下のものの組み入れをお願いしたい。”の記載誤りかと思われますが、現時点で、個別需要家の最低DR容量については、特定卸供給の要件として想定されている1kWに修正します。
101	第5章 募集概要	・取引単位は、JEPX取引単位同様に100kWとしていただきたい。	当社の周波数制御・需給バランス調整システムの最小単位を最低入札量に設定しています。
102	第5章 募集概要	・公募要項内に上限価格を提示していただきたい。	公募・落札候補者選定の公平を期し、適切な価格の調整力を調達する観点から、上限価格ならびにその算定方法については、事前に公表しないこととしております。

番号	該当箇所	意見	回答
103	第5章 募集概要	・ネガワットについては現在の実証において10分前予告、1時間前予告、4時間前予告で分かれていますので、今回の入札にあっても、電力会社からの指令からその指令に応じるまでの時間ごとにメニューを分割していただきたい。また、指令から実施までの時間が短いメニューほど評価されるような仕組みとしてほしい。	指令受信から調整実施までの時間については、入札書にて申し出いただくこととしております。指令から調整まで1時間未満のものについては、ゲートクローズ以降（1時間未満）に対応可能となりますので、評価上加点することとしております。1時間未満の加点の細分化は、現在考えておりません。
104	第5章 募集概要	・平日 09：00-12：00（オンピーク1） 13：00-19：00（オンピーク2）	調整力として必要な時間は9～20時です。
105	第5章 募集概要	・DRとして契約後、需要家の離脱等で容量の確保が難しくなった際のペナルティーは契約解除のみか。その他あれば明示頂きたい。	契約内容を履行できなくなった場合は、原則、契約解除が前提になると考えますが、事情・状況に鑑み、別途協議の上、判断させていただきます。
106	第5章 募集概要	・計測はアグリゲーターが実施する。	本募集要綱に基づく契約においては、当社にて計量を行ない、その計量値をもとに精算いたします。
107	第5章 募集概要	・発電機ごとに計量器をつけることが原則となっているが、メータは検付になるのか？ 相対契約であれば、お互いが合意することでそこまで不要との認識。	取引に用いる計量器については、計量法に則る必要があると考えております。
108	第5章 募集概要	・スマートメーターからのパルス、Bluetooth連携測定器（BEMS、HEMS）で計測する。	本募集要綱に基づく契約においては、当社にて計量を行ない、その計量値をもとに精算いたします。
109	第5章 募集概要	・需要家了承を得られた場合、一般送配電事業者が上記提供を受諾するルール（申請方法、処置・応諾期間）等を予め設定する。	アグリゲータと新電力および需要家との間に関する事柄については、当事者間で調整いただくようお願いいたします。本要綱においてアグリゲータと新電力の間のデータのやりとりを阻害するものではありません。

番号	該当箇所	意見	回答
110	第5章 募集概要	・測量方式に関し、これまで実証で行われてきた、電力会社のメーターからのパルス分岐方式を認めていただきたい。	本募集要綱に基づく契約においては、当社にて計量を行ない、その計量値をもとに精算いたします。
111	第5章 募集概要	・時間別データの入手に関する整理 小売り事業者からの入手も含め、アグリゲーターが需要家からの了承があれば、時間別データの入手が阻害されない仕組みを明文化していただきたい。	アグリゲーターと新電力および需要家との間に関する事柄については、当事者間で調整いただくようお願いいたします。本要綱においてアグリゲーターと新電力の間のデータのやりとりを阻害するものではありません。
112	第5章 募集概要	・スマートメーター利用に関する整理 スマートメーター普及時に、現状実施しているネガワット実証では既にアグリゲーターが取引メーターからのパルス取得の方法が認められないことが無いような配慮をお願いしたい。	計量器については、当社託送供給等約款に基づく計量器を用いて、調整力ベースラインの設定、ならびに、当社からのオンライン指令に基づく調整力ベースラインからの出力増を特定できることを前提とし、本要綱のみに基づく計量器の設置は不要です。具体的には、アグリゲーターが集約する需要家等の状況（計量器の種類（例えば30分計量の可否等）・設置形態等）を踏まえ、個別協議させていただきます。本募集要綱に基づく契約においては、当社にて計量を行ない、その計量値をもとに精算するため、基本的に、実績の報告は不要です。ただし、契約電源等が当社の指令に応じた調整力の供出を行なえていないと考えられる場合などには、当社から報告を求めることもあり得ます。その際報告いただく内容については、契約電源等の応動状況などを踏まえ、判断します。
113	第5章 募集概要	★計測粒度 ・現行ルール通り（10分前予告は5分毎、その他メニューは30分毎）。	計量器については、当社託送供給等約款に基づく計量器を用いて、調整力ベースラインの設定、ならびに、当社からのオンライン指令に基づく調整力ベースラインからの出力増を特定できることを前提とし、本要綱のみに基づく計量器の設置は不要です。具体的には、アグリゲーターが集約する需要家等の状況（計量器の種類（例えば30分計量の可否等）・設置形態等）を踏まえ、個別協議させていただきます。
114	第5章 募集概要	・取引決済は毎月1回実施（固定費・可変費とも）としていただきたい。	契約書（ひな型）に記載の通り、基本料金については原則翌月（契約期間の最終月は翌々月）、従量料金については翌々月に、月毎の料金精算を行なうことを考えております。
115	第8章 契約条件	・アグリゲーターの条件として需要家ごとに10kWの調整量が必要という要件を撤廃していただきたい。	現時点で、特定卸供給の要件として想定されている1kWに修正します。
116	第8章 契約条件 （11）ペナルティ	・今回設定される I ' のプログラムのパフォーマンスの上ぶれによるペナルティをなしとしていただきたい（ I ' の目的より、緊急的電力不足時に発動されるものであるために、パフォーマンスの上振れによるペナルティが設定されるのは合理的でないと考えため）。	本年度の募集にあたっては、ベースラインの設定等、試行的な部分も多くあることにも鑑み、本要綱においては、停止割戻・超過停止割戻のみを設定しております。ただし、実際のパフォーマンスが契約で定めた要件を（一部でも）満たさないと考えられる場合などは、その実績等を踏まえて、機能の確認・試験をお願いしたり、契約書（契約の解除）に則り是正を求めることがあります。

番号	該当箇所	意見	回答
117	第8章 契約条件 (11) ペナルティ	・需要家単位の報告内容は現行通りとしていただきたい。	本募集要綱に基づく契約においては、当社にて計量を行ない、その計量値をもとに精算するため、基本的に、実績の報告は不要です。ただし、契約電源等が当社の指令に応じた調整力の供出を行なえていないと考えられる場合などには、当社から報告を求めることもあり得ます。その際報告いただく内容については、契約電源等の応動状況などを踏まえ、判断します。
118	第8章 契約条件 (11) ペナルティ	・アグリゲーター単位の報告内容は拠点内訳も報告（上記と同じ内容）する。	本募集要綱に基づく契約においては、当社にて計量を行ない、その計量値をもとに精算するため、基本的に、実績の報告は不要です。ただし、契約電源等が当社の指令に応じた調整力の供出を行なえていないと考えられる場合などには、当社から報告を求めることもあり得ます。その際報告いただく内容については、契約電源等の応動状況などを踏まえ、判断します。
119	第8章 契約条件 (11) ペナルティ	・報告時期は毎月1回（月末）に纏めて実施していただきたい。 ・速報対応を求められる場合の対応時間を明確にしていきたい（例えば、24h以内、12h以内など）。	計量器については、当社託送供給等約款に基づく計量器を用いて、調整力ベースラインの設定、ならびに、当社からのオンライン指令に基づく調整力ベースラインからの出力増を特定できることを前提とし、本要綱のみに基づく計量器の設置は不要です。具体的には、アグリゲーターが集約する需要家等の状況（計量器の種類（例えば30分計量の可否等）・設置形態等）を踏まえ、個別協議させていただきます。 本募集要綱に基づく契約においては、当社にて計量を行ない、その計量値をもとに精算するため、基本的に、実績の報告は不要です。ただし、契約電源等が当社の指令に応じた調整力の供出を行なえていないと考えられる場合などには、当社から報告を求めることもあり得ます。その際報告いただく内容については、契約電源等の応動状況などを踏まえ、判断します。
120	第8章 契約条件 (11) ペナルティ	・計測手段は過度に限定せず、現状の料金計算で認められている入手手段と同等の許容度となる様をお願いしたい。	計量器については、当社託送供給等約款に基づく計量器を用いて、調整力ベースラインの設定、ならびに、当社からのオンライン指令に基づく調整力ベースラインからの出力増を特定できることを前提とし、本要綱のみに基づく計量器の設置は不要です。具体的には、アグリゲーターが集約する需要家等の状況（計量器の種類（例えば30分計量の可否等）・設置形態等）を踏まえ、個別協議させていただきます。
121	2章 1.(9)	関西電力小売部門と新規参入のサードパーティーアグリゲーターの間には、大きなマーケットパワーの差がある。関西電力小売部門は、既に需給調整契約を小売メニューとして保持しており、これをベースにが電源 1'として入札することが考えられる。さらに、関西電力小売部門は過去の実証実験を通して、アグリゲーターが獲得している需要家の情報を持っている。他方、アグリゲーターは小売部門が管理する需給調整契約の情報にアクセスできない。フェアな競争が平等な環境で行われるよう、必要な措置を講じていただきたい。	実証事業で得た情報については、バーチャルパワープラント構築事業費補助金（バーチャルパワープラント構築実証事業）交付規程の中で目的外利用をしないことが記載されております。
122	3章 1 (5)	DRは、常に系統に接続させているため、定義としてオンライン電源であると理解している。オンライン電源の定義を明確にしていきたい。	電源 I'のオンラインとは、調整発動依頼の接点信号を受信し、受信信号の打ち返し送信可能な設備を具備していることです。
123	5章 (1) 募集容量	ある一定のDRを電源 1'として調達する%もしくはMWを設定していただくことを検討していただきたい。DRは新しい電源プレーヤーであり、導入開始時期にこのような措置を講じることは、国内DR市場の成長にも寄与する。	経済産業省の「一般送配電事業者が行なう調整力の公募調達に係る考え方」に「特定の事業者のみが応札可能な要件や契約条件となっておらず、発電事業者等の競争の促進を阻害するものでないこと」とされていることを踏まえ、DR専用枠を設けることは予定しておりません。

番号	該当箇所	意見	回答
124	5章 (2) 及び (3)	休日及び祝日は対象外になるのか、昼休みの時間帯はどうなるのかご教示いただきたい。その際、仮にこれらを除外する場合、評価の時にDRに不利な条件にならないよう配慮いただきたい。	休日及び祝日も調整力の供出対象となりますが、供出できない場合は停止日として応札をお願いします。昼休みの時間帯についても供出対象となりますが、提供できない場合は、提供可能時間から減算をお願いします。 また、特定の電源等を優遇する募集は行ないません。
125	5章 (3) イ	電源を10箇所と限定せず、調達容量の%もしくはMWを特定して、オフライン電源の限定落札を検討していただきたい。	実務者の対応能力の観点より、上限を設定させていただいているため、更なる緩和は困難です。
126	5章 (4) ハ	計量器からのデータをいつ・どのようにアグリゲータが取得できるのか明確にしてください。(例：制度設計で議論されているA/B/C/レポート等)	電源 I ' 厳気象対応調整力 (kW) 契約においては、基本料金と停止割戻料金・超過停止割戻料金などの算定を、電源 I ' 厳気象対応調整力 (kWh) 契約においては、kWhの算定を、当社にて行ない、調整力契約者に通知します。具体的な通知などの方法については、別途、契約協議の中で調整させていただきます。
127	5章 (5) (ロ)	DRで参加する場合、参加需要家が異なる場合には、複数入札を認めて頂きたい。ネガワットWGで議論されてきたように、事業者の創意工夫をもって様々なポートフォリオを構築をし、各ポートフォリオを独自の電源として扱うことを検討していただきたい。(尚、ポートフォリオ構築にあたっての要素としては、異なる業種・ビジネスプラン・反応時間・需要家のサイズ・コスト等がある。)	需要家が異なる場合は、同一のアグリゲータから、別の応札案件として応札することが可能です。
128	5章 (7)	公募要綱内に上限価格は公表していただきたい。	公募・落札候補者選定の公平を期し、適切な価格の調整力を調達する観点から、上限価格ならびにその算定方法については、事前に公表しないこととしております。
129	5章 (1) ハ (イ)	発動指令のキャンセルは、最低でもイベント開始30分前 (もしくは60分前) を検討していただきたい。	需給状況により発動指令のキャンセルの判断が異なるため、明確に時間をお示しすることはできません。
130	5章 (1) リ	電源 I ' は一番最後に発動される安定供給に寄与する需給調整用途の電源だと理解している。厳気象のための電源であると理解したが、具体的な発動の条件 (トリガー) を明確にしてください。	従来の瞬時調整契約と今回の電源 I ' の契約は異なるため、発動頻度の比較はできません。電源 I ' 募集要綱のはじめに「主に10年に1度の猛暑時等需給ひっ迫時に需給バランスを調整を実施するための調整力を確保するため」との記載がありますが、これはあくまでも、そのような需給ひっ迫時にも対応できる調整力を確保することを意図しております。一方で、運用者としては、可能なリソースを運用の中で効率的・効果的に活用することを志向します。

番号	該当箇所	意見	回答
131	第7章 評価および落札案件決定の方法 3[ステップ2]	価格要素評価点の計算で、休日・祝日等も含まれて考慮されるとなると発電に有利になることが考えられる。ラインロス为非価格要素として評価対称にするよう検討していただきたい。（通常、発電機にはあるがDRは常に系統に接続しているためラインロスが発生しない） また、ネガワットの特性も考慮し、広域機関の議論でも取り上げられたような非価格要素の部分でネガワットが対等に評価されるよう配慮いただきたい。	調達コストの低減等の観点から、有効なものを非価格要素評価の項目としています。
132	第7章 評価および落札案件決定の方法 3[ステップ4]	Paid as Bid もしくは Paid as Clearedなのかご教示いただきたい	本要綱第8章「契約条件」に記載のとおり、入札価格をもとに基本料金をお支払いすることを考えております。
133	第8章 契約条件 (1) ロ (ハ)	ネガワット調整金及び関連する小売事業者との契約等は、類型1のネガワットのみ限定されていると理解している。またGlobal Best Practiceとしては、DRを成長させるためには、このような条件を課さないようにしている市場が多々あり、日本でもそのようにしていただきたい。	当社としましては、需要家によるDRが確実にこなわれ、契約電力に相当する調整力が確実に供出されることが必要と考えております。基本的に、調整力契約にあたり、契約の当事者とは異なる小売電気事業者の行動を規定することはできないと考えておりますが、アグリゲータ側において、小売電気事業者との間で調整力供出が円滑かつ確実に出来る様、事前の調整・取決めの実施をお願いするものです。（取決めの内容・形式は問いません。）
134	3. 機能の確認・試験について	ポートフォリオ単位で技術要件・機能を確認していただきたい。アグリゲータが各需要家の現地査定及び機能確認のテスト等を一任して実施し、送配電事業者との対向試験におけるポートフォリオ単位での成功をもって、制御機能の確認としていただきたい。また試験の成功要件について、可能な範囲で詳細をご提示いただきたい。	機能の確認・試験方法については、各事業者様の実態を踏まえ、個別協議させていただきます。また、試験の成功要件については、契約時の性能に合致しているかを考えております。
135	第8章 契約条件 (10) 停止日数ハ	ここでの電源1-bの扱いはどうなるのかご教示いただきたい。	ご意見の意図が分かりかねますが、電源I-bについては電源I需給バランス調整力募集要綱をご参照ください。
136	第8章 契約条件 (11) ペナルティ (イ) 停止割戻料金	全部または一部の定義を明確にしていきたい。また、実際のパフォーマンスに応じたペナルティの設定となるよう検討していただきたい。	経済産業省の「一般送配電事業者が行なう調整力の公募調達に係る考え方」に「調整力を提供したものの、一般送配電事業者から指令された要件を満たさなかった場合」、「調整力を提供することができなかった期間に対する容量(kW) 価格を受け取れない」とされていることを踏まえ、一部の要件を提供できない場合も、原則として、全部の要件を提供できない場合と同様に停止割戻料金の算定を行なうことを考えています。 本年度の募集にあたっては、ベースラインの設定等、試行的な部分も多くあることにも鑑み、本要綱においては、停止割戻・超過停止割戻のみを設定しております。 ただし、実際のパフォーマンスが契約で定めた要件を（一部でも）満たさないと考えられる場合などは、その実績等を踏まえて、機能の確認・試験をお願いしたり、契約書（契約の解除）に則り是正を求めることがあります。
137	第8章 契約条件 (11) ペナルティ (イ) 停止割戻料金	停止割戻対象時間（最長2時間）は、イベント単位で求められるのか、もしくは年間単位なのか、ご教示いただきたい。	1回の設備トラブルや計画外の補修につき最初の2時間を限度に停止割戻料金を算定します。

番号	該当箇所	意見	回答
138	2 頁 1.(5)	<p>・発電量調整供給契約の契約当事者と落札者が同一であることを求めないがありますが、貴社のエリア内で組成された何れかのバランシンググループに所属する必要があると理解しましたが、発電量調整供給契約は貴社の託送部門、バランシンググループへの所属は小売り部門との(契約)関係が、一般的と考えますが、責任の範囲の整理が必要になってくるのではないのでしょうか。このような整理は、発電契約者と発電設備所有者との間の契約において予め行わなければならないとの理解でよろしいでしょうか。それとも落札した場合には、廠気象対応調整力の対象設備だけのバランシンググループが組成されるのでしょうか。</p>	<p>本記載は、契約電源等に、当社が組成するバランシンググループに属することを求めるものではありません。単に、発電契約者と調整力契約者が同一である必要はないと記載しているものです。ただし、ご認識のとおり、調整力契約者の調整電源はいずれか(当社である必要はありません)のバランシンググループに属する、もしくは単独でバランシンググループを組成する必要があることから、当該発電契約者との調整は調整力契約者の責によって実施していただきます。</p>
139	2 頁 1.(5)	<p>・仮に、落札者と発電契約者が同一の場合、インバランスとペナルティの両方が対象となるのでしょうか。</p>	<p>契約者が同一であれば、それぞれの契約で取り決めた取扱いに応じていただく必要があります。</p> <p>当社託送供給等約款上においては、発電量調整受電計画差対応補給/余剰電力量の算定にあたっては、「調整電源の故障等が発生した場合を除き(中略)その30分ごとの発電量調整受電計画電力量をその30分ごとの発電量調整受電電力量とみなします」としておりますので、「調整電源の故障等が発生した場合」の発電量調整受電計画差対応補給/余剰電力量は、発電量調整受電計画電力量と発電量調整受電電力量との差分として算定します(計画と実績の差分がインバランスとして算定されます)。</p> <p>また、本要綱に基づく契約においては、停止割戻料金・超過停止割戻料金を設定しており、調整力の全部または一部を当社に提供できなかった場合は、その対象となります。</p> <p>契約電源等に生じている事象が、契約上どのように扱われるかは、それぞれの契約に則って判断されることから、一概にお示しすることは困難です。具体的な事象については、個別にお問い合わせ願います。</p>
140	1 1 頁 1.(3)ハ	<p>・廠気象対応準備時間以外の時間帯に調整力を供給することはないとの理解でよろしいでしょうか。</p>	<p>原則、廠気象対応準備時間以外の時間帯に電源 I ' 調整力の提供を求めておりません。ただし、調整力の提供が可能な場合は、必要に応じて発動することがあります。</p>
141	1 6 頁 3.(1)ニ(イ)	<p>・停止日数等が記載されていますが、何か根拠はあるのでしょうか。</p>	<p>年間停止日数の240日は、年間の夏季・冬季の平日を除いた日数を基に設定しております。</p>
142	1 6 頁 3.(1)リ	<p>・発動回数に何か根拠はあるのでしょうか。</p>	<p>廠気象発生年の夏季・冬季の6ヶ月中、各月2回(H1・H2需要発生日)に対応できるよう設定しております。</p>
143	第5章1.(6)最低入札量	<p>・ネガワットについての最低入札量の制限(1,000kW以上)をなくしていただきたい。</p>	<p>当社の周波数制御・需給バランス調整システムの最小単位を最低入札量に設定しています。</p>

番号	該当箇所	意見	回答
144	第5章1. (7) 上限価格の設定	・公募要項内に上限価格を提示していただきたい。	公募・落札候補者選定の公平を期し、適切な価格の調整力を調達する観点から、上限価格ならびにその算定方法については、事前に公表しないこととしております。
145	第5章3. (1) 運用要件	・最低運転継続時間について、ネガワットについては現在の実証において継続時間はメニュー別に30分、1時間、2時間と設定されており、これらに沿った仕組みとしていただきたい。	原則3時間の提供可能時間が考えています。ただし、3時間より短いものでも応札可能ですが、基準に満たないものについては、落札評価で考慮いたします。
146	第6章	・入札募集時の需要家リスト提出は不要としていただきたい。	次年度の供給計画作成に鑑み、本募集要綱に記載のスケジュールに則って落札候補者選定を行ないたいと考えております。当社は、一般送配電事業者として、周波数維持等の義務があり、確実に調整力を提供頂ける事業者を選定することから、アグリゲータさまにつきましては、応札時点で需要家の確保（確保いただいている需要家について応札）をお願いいたします。 なお、応札以降で、対象需要家を追加いただくことは可能です。（その場合、電源 I ' 廠気象対応調整力契約電力の変更はできません。）
147	第8章1. (1)	・需要家ごとに10kWの調整量が必要という要件を撤廃していただきたい。	現時点で、特定卸供給の要件として想定されている1kWに修正します。
148	その他	・ネガワットの入札はポジワットのものとしていただきたい。	経済産業省の「一般送配電事業者が行なう調整力の公募調達に係る考え方」に「特定の事業者のみが応札可能な要件や契約条件となっておらず、発電事業者等の競争の促進を阻害するものでないこと」とされていることを踏まえ、DR専用枠を設けることは予定しておりません。
149	その他	・ネガワットについては現在の実証において10分前予告、1時間前予告、4時間前予告で分かれているので、今回の入札にあっても、電力会社からの指令からその指令に応じるまでの時間ごとにメニューを分割していただきたい。また、指令から実施までの時間が短いメニューほど評価されるような仕組みとしてほしい。	指令受信から調整実施までの時間については、入札書にて申し出いただくこととしております。指令から調整まで1時間未満のものについては、ゲートクローズ以降（1時間未満）に対応可能となりますので、評価上加点することとしております。1時間未満の加点の細分化は、現在考えておりません。
150	その他	・今後も定期的に意見募集を行い、次回以降の公募要項に活用していただきたい。	意見募集については10月24日より再開しております。今後の調整力公募の参考とさせていただきます。

番号	該当箇所	意見	回答
151	25 ページ目 ハー 3 電源等の仕様 (様式 3 - 3)	これらは公募締め切り時に提出することを要求されているが、公募締め切り時には需要家の提出は不要としてもらいたい。(実際、需要家の募集は2017年4月直前まで行うため。)	次年度の供給計画作成に鑑み、本募集要綱に記載のスケジュールに則って落札候補者選定を行ないたいと考えております。当社は、一般送配電事業者として、周波数維持等の義務があり、確実に調整力を提供頂ける事業者を選定する必要があることから、アグリゲータさまにつきましては、応札時点で需要家の確保 (確保いただいている需要家について応札) をお願いいたします。 なお、応札以降で、対象需要家を追加いただくことは可能です。(その場合、電源 I ' 厳気象対応調整力契約電力の変更はできません。)
152	第8章 契約条件	・各需要家の現地調査及び現地試験を実施することは運用上効率的ではないと考える。	必要に応じて、契約内容と合致していることを確認する必要があると考えております。
153	第9章 その他	・需要家単位の報告内容は現行の実証事業の運用を踏襲していただきたい。	本募集要綱に基づく契約においては、当社にて計量を行ない、その計量値をもとに精算するため、基本的に、実績の報告は不要です。ただし、契約電源等が当社の指令に応じた調整力の供出を行なえていないと考えられる場合などには、当社から報告を求めることもあり得ます。その際報告いただく内容については、契約電源等の応動状況などを踏まえ、判断します。
154	第9章 その他	・アグリゲーター単位の報告内容は実証事業の運用を踏襲 (拠点内訳も報告 (上記と同じ内容)) していただきたい。	本募集要綱に基づく契約においては、当社にて計量を行ない、その計量値をもとに精算するため、基本的に、実績の報告は不要です。ただし、契約電源等が当社の指令に応じた調整力の供出を行なえていないと考えられる場合などには、当社から報告を求めることもあり得ます。その際報告いただく内容については、契約電源等の応動状況などを踏まえ、判断します。
155	第9章 その他	・アグリゲーター設置による計量器により計量を行い、DRの実証報告をアグリゲーターから行う場合、報告時期は毎月1回 (月末) に纏めて実施していただきたい。速報対応を求められる場合の対応時間を明確にしてください (例えば、24h 以内、12h 以内など) 。	計量器については、当社託送供給等約款に基づく計量器を用いて、調整力ベースラインの設定、ならびに、当社からのオンライン指令に基づく調整力ベースラインからの出力増を特定できることを前提とし、本要綱のみに基づく計量器の設置は不要です。具体的には、アグリゲータが集約する需要家等の状況 (計量器の種類 (例えば30分計量の可否等) ・設置形態等) を踏まえ、個別協議させていただきます。本募集要綱に基づく契約においては、当社にて計量を行ない、その計量値をもとに精算するため、基本的に、実績の報告は不要です。ただし、契約電源等が当社の指令に応じた調整力の供出を行なえていないと考えられる場合などには、当社から報告を求めることもあり得ます。その際報告いただく内容については、契約電源等の応動状況などを踏まえ、判断します。
156	第9章 その他	・計測手段は過度に限定せず、現状の料金計算で認められている入手手段と同等の許容度となる様をお願いしたい。	計量器については、当社託送供給等約款に基づく計量器を用いて、調整力ベースラインの設定、ならびに、当社からのオンライン指令に基づく調整力ベースラインからの出力増を特定できることを前提とし、本要綱のみに基づく計量器の設置は不要です。具体的には、アグリゲータが集約する需要家等の状況 (計量器の種類 (例えば30分計量の可否等) ・設置形態等) を踏まえ、個別協議させていただきます。
157	第9章 その他	・通信およびセキュリティ要件について、専用線等、過度に堅牢な対策を施す要件とはしない様をお願いしたい。	DRに対するオンライン指令の要件・仕様等については、全国大で標準化が必要な課題と認識しております。 今年度の公募におけるオンライン要件の適否については、個別に判断させていただきますので、応札の際、事業者において実現可能な通信手段についてご記載願います。

番号	該当箇所	意見	回答
158	第9章 その他	・通信規格について各一般送電事業者で異なる規格とせず、統一した規格（共通化）をお願いしたい。	DRに対するオンライン指令の要件・仕様等については、全国大で標準化が必要な課題と認識しております。 今年度の公募におけるオンライン要件の適否については、個別に判断させていただきますので、応札の際、事業者において実現可能な通信手段についてご記載願います。
159	第9章 その他	・インターフェイス関係は、現行VTN・VEN活用を前提に実施いただきたい。	DRに対するオンライン指令の要件・仕様等については、全国大で標準化が必要な課題と認識しております。 今年度の公募におけるオンライン要件の適否については、個別に判断させていただきますので、応札の際、事業者において実現可能な通信手段についてご記載願います。
160	28ページの価格要素評価点の算定	28ページの価格要素評価点の算定で、厳気象対応調整発動可能回数の回数は考慮されるのか？ 入札価格[円/kW] = 年間料金 ÷ 電源 I ' 厳気象対応調整力契約電力 とありますが、年間料金を決める考え方として、 年間料金 = 電源 I ' 厳気象対応調整力契約電力 × 厳気象対応調整発動可能回数 × 単価 で考えた場合に入札価格がたとえば ●,000円/kWとなります。厳気象対応調整発動可能回数の回数は価格要素評価に何も影響与えないのでしょうか？ 入札であるのでこの単価が妥当かどうかの判断出来ない（情報が貰い得ない）ので考え方が合っているかどうか、不明です。明確にしていきたい事は、厳気象対応調整発動可能回数の回数は考慮されるのか？とのことです。入札書には記載する項目がありますが、総合評価点に全く関係ないのか？ 20ページの7 厳気象対応調整発動可能回数（希望）とあるが、希望は12回（または18回）とあるので何らかの評価をしていると考えられるが、どの項目で評価しているのか？	電源 I ' 厳気象対応調整発動可能回数については、12回以上（年間計画停止日数が少ないことに関して申出の上、評価を行なっている場合は18回以上）を要件として課しています。 その上で、応札者が提示する入札価格を元に評価（募集要綱 第7章参照）を行います。価格要素評価点の算定上、発動可能回数は考慮しておりません。 また、落札・契約いただいた場合、本要綱第8章「契約条件」に記載のとおり、入札価格をもとに基本料金をお支払いすることを考えております。 応札書類において、厳気象対応調整発動可能回数を記載いただくこととしておりますが、これは、運用にあたって応札者の希望する年間発動回数の上限をお伺いすると共に、これが1 2回（年間計画停止日数が少ないことに関して申出の上、評価を行なっている場合は18回）以上となっていること確認するものです。
161	2章 1. (9)	弊社はDRアグリゲータとして入札する関西電力小売部門が行使するであろう潜在的なマーケットパワーを非常に危惧している。主な理由は下記の二つ。 ①関西電力小売部門は、実証事業を通してアグリゲータが獲得している需要家の情報を持っており、これは実証事業に参加している需要家を不公平にターゲットにする機会を与えている。さらに、関西電力小売部門が他社アグリゲータの顧客情報に継続的にアクセスし、競争上優位にたてることに対しても懸念がある。これらの情報に関西電力小売部門がアクセスできないよう顧客情報の保護等の対策を実施することを検討していただきたい。 ②関西電力小売部門は、同社管内のほとんどの需要家の小売事業者である。小売事業者として既存の電力需給契約を維持すると引き換えに、不当な契約条件（高額な対価設定、ペナルティなし等）を提示して、電源 1 ' の公募にDRとして入札することを懸念している。これは競争を阻害し、電源 1 ' を提供するDRの質の悪化や供給信頼度の低下に繋がりがねない。関西電力小売部門がDRとして電源 1 ' の公募に参加するにあたって需要家にオファーする契約条件に、何らかの具体的な制限を設けることが適当であると考えます。	実証事業で得た情報については、バーチャルパワープラント構築事業費補助金（バーチャルパワープラント構築実証事業）交付規程の中で目的外利用をしないことが記載されております。 調整力の公募・契約については、当社小売部門が応札した場合についても、他社と同様の取扱とします。当社送配電部門から、調整力の確保にあたって、特定の小売事業者またはアグリゲータに対し、特別な制限・条件を設けることはいたしません。

番号	該当箇所	意見	回答
162	5章 (1) 募集容量	<p>調整力を様々な種類の電源から構成するのを確実にすることは関西電力の利益になると考える。これにより調整力全体の供給信頼度を向上させ、長期的にはコスト削減にも繋がる。初年度においては、ある一定のDRを電源 1 'として調達する%もしくはMW等の専用枠を別途設定していただくことを検討していただきたい。DRは新しい電源としてのコストを発生しつつ、主に完全に減価償却済みの経年発電設備と競争しなくてはならず、短期的に不利な条件に置かれているため、このような措置は導入開始時期には重要である。DRが持続可能な電源としての地位を確立するために、電源 1 'の調達量全体のうち25%をDR専用枠として設定することが適当であると考ええる。上限価格以下で入札した電源で十分なDRが確保できなかった場合、不足分については発電設備から調達することができる。競争の促進のみならず、DR調達により得られる具体的な利点は下記の通り。</p> <p>① 自然と分散している需要家郡から得られる立地分散リスク</p> <p>② 複数の需要家で構成する大規模なポートフォリオが提供する高い供給信頼度。発電設備とは異なり、DRは複数の需要家からなる電源として即稼動停止することは決してなく、契約容量の0%を提供するというものもない。</p> <p>③ 反応速度が速く柔軟性のある電源 (特に再生可能エネルギーの系統接続が増加している状況では有効)</p> <p>(広域機関 第7回 調整力及び需給バランス評価等に関する委員会 配布資料 2 32ページ参照)</p>	<p>経済産業省の「一般送配電事業者が行なう調整力の公募調達に係る考え方」に「特定の事業者のみが応札可能な要件や契約条件となっておらず、発電事業者等の競争の促進を阻害するものでないこと」とされていることを踏まえ、DR専用枠を設けることは予定しておりません。</p>
163	5章 (3) イ	<p>関西電力がオフライン電源の入札を制限したいのは明らかである。しかしながら、公募要領で提案されているメカニズムを懸念する。電源を10箇所と限定する代わりに、調達容量全体のうちある特定の容量をオフライン電源として限定落札することを提案したい。本提案は、現行の案よりも確実な落札結果を提供する。具体的には、調達容量全体の33%までがオフライン電源の調達容量とすることを提案する。</p>	<p>実務者の対応能力の観点より、上限を設定させていただいているため、更なる緩和は困難です。</p>
164	5章 (5) (ロ)	<p>DR入札で参加する需要家が異なる場合には、アグリゲータ事業者によるある一定の創意工夫を認めるべく、異なるポートフォリオの構築をもって複数入札することを認めて頂きたい。ポートフォリオ構築にあたって、異なる業種・異なるビジネスプラン・異なる柔軟性・異なる反応時間・異なる需要家サイズ・異なるコストをもって複数のポートフォリオを構築ことができ、各ポートフォリオは独自の電源として機能する。この柔軟性を認めていただくことで、関西電力は電源 1 '調達コストを削減できる可能性が十分にある。</p>	<p>需要家が異なる場合は、同一のアグリゲータから、別の応札案件として応札することが可能です。</p>
165	5章 (7)	<p>公募要綱内にある上限価格はどのように設定されるのかご教示いただきたい。また、設定された上限価格を入札するであろう事業者に公表するのかどうかご確認いただきたい。</p>	<p>公募・落札候補者選定の公平を期し、適切な価格の調整力を調達する観点から、上限価格ならびにその算定方法については、事前に公表しないこととしております。</p>
166	5章 (1) ハ (イ)	<p>発動指令のキャンセルは、最低でもイベント開始30分前 (もしくは60分前) を検討していただきたい。イベント開始時間直前に発動指令のキャンセルが起こると、多く需要家は既に削減のための活動を開始し通常業務を変更している可能性がある。このような誤った阻害は可能な限り回避されるべきである。</p>	<p>需給状況により発動指令のキャンセルの判断が異なるため、明確に時間をお示しすることはできません。</p>
167	5章 (1) ト	<p>DRに対してはどのような出力制約が必要なのかご教示いただきたい。もし届出容量の変更であれば、それを行うべきタイミングをご教示いただきたい。もし月毎に容量変更を行う必要があるのであれば、現在履行中のIAEの実証事業に沿ったものとすべきと考える。</p>	<p>本公募において募集する調整力については、契約期間 (1年間) にわたって、応札時に提示いただく電源 I '厳気象対応調整力契約電力を、当社からの指令に応じて供出いただくことが必要です。</p>

番号	該当箇所	意見	回答
168	5章 (1) リ	電源 I ' は一番最後に発動される安定供給に寄与する需給調整用途の電源だと理解しているが、ご確認いただきたい。 10年に1度の厳気象に対応するための電源であると認識しているが、どのような条件下で電源 I ' が発動されるのか明確にいただきたい。また、具体的な電源 I ' の発動の条件 (トリガー) をご教示いただきたい。"	従来の瞬時調整契約と今回の電源 I ' の契約は異なるため、発動頻度の比較はできません。電源 I ' 募集要綱のはじめに「主に10年に1度の猛暑時等需給ひっ迫時に需給バランスを調整を実施するための調整力を確保するため」の記載がありますが、これはあくまでも、そのような需給ひっ迫時にも対応できる調整力を確保することを意図しております。一方で、運用者としては、可能なリソースを運用の中で効率的・効果的に活用することを志向します。
169	ハ-3 電源等の仕様 (様式 3-3) 3	アグリゲータが集約する需要家等の一覧 これらは公募締め切り時に提出することを要求されているが、公募締め切り時には需要家の提出は不要としてもらいたい。(実際、需要家の募集は2017年4月直前まで行なうため。) アグリゲーターがコミットした MW を契約開始時点までに集められなかった場合のペナルティが課される場合には、他市場のペナルティ内容に沿ったリーズナブルなものとしていただきたい。	次年度の供給計画作成に鑑み、本募集要綱に記載のスケジュールに則って落札候補者選定を行ないたいと考えております。当社は、一般送配電事業者として、周波数維持等の義務があり、確実に調整力を提供頂ける事業者を選定することから、アグリゲータさまにつきましては、応札時点で需要家の確保 (確保いただいている需要家について応札) をお願いいたします。 なお、応札以降で、対象需要家を追加いただくことは可能です。(その場合、電源 I ' 厳気象対応調整力契約電力の変更はできません。)
170	第7章 評価および落札案件決定の方法 3 [ステップ2]	このようなタイプの電源に関しては、平日の営業日以外の時間帯に発動イベントが起こる可能性は低いため、土日及び祝日に待機期間を必須要件として課すことは不要であると考えます。平日の営業日以外の時間帯に発動する可能性がある場合、その理由をご説明いただきたい。その可能性がなければ、現行の待機可能日数 (土日・祝日を含む) は必然的に DR を不利な条件に置くことになる。これは、実際に発動が必要な時間帯に待機時間を設定する場合よりも、結果的に DR からより少ない入札と MW を関西電力は調達することを意味する。	調達コストの低減等の観点から、有効なものを非価格要素評価の項目としています。
171	第7章 評価および落札案件決定の方法 3 [ステップ2]	反応時間が60分の場合、非価格要素評価点として加点されるのかご教示いただきたい。60分が加点対象とならない場合、例えば59分は加点対象となるのか、また具体的に何分間隔で反応時間を設定すれば加点対象となるのかご教示いただきたい。	反応時間は1分単位で設定しているため、59分以下は、加点対象とします。
172	第7章 評価および落札案件決定の方法 3 [ステップ2]	各電源のラインロスの調整を非価格要素として評価対象にするようご検討いただきたい。具体的には、DRは常に系統に接続しており容量提供するにあたってラインロスが発生しない。そのためDRは非価格要素評価で5点を得るべきである。ラインロスの調整分に非価格要素評価を5点与えることで、発電設備に発生する～5%のラインロス (DRが発動時に実際に提供する容量よりも5%少ない容量を発電設備は提供) を公平に反映することになる。このような各電源のラインロスの調整を用いることは、発電とDR両方を調達する電力市場では一般的に見受けられる。(例: PJM)	調達コストの低減等の観点から、有効なものを非価格要素評価の項目としています。
173	3. 機能の確認・試験について	ポートフォリオ単位でDRの技術要件・機能の評価・確認していただきたい。また試験の成功要件については、電源 I ' 提供開始時期より前に送配電事業者との対向試験を実施し、ポートフォリオ単位での成功をもって制御機能の確認としていただきたい。	機能の確認・試験方法については、各事業者様の実態を踏まえ、個別協議させていただきます。また、試験の成功要件については、契約時の性能に合致しているかを考えております。
174	第8章 契約条件 (11) ペナルティ (イ) 停止割戻料金	「全部または一部」の定義を明確にいただきたい。可能であれば、具体的な算定式を用いて成功・失敗の判断いただくようお願いしたい。また、ペナルティについては、契約容量のうち実際に提供した容量、もしくは実際のパフォーマンスに応じた設定となるようご検討いただきたい。	経済産業省の「一般送配電事業者が行なう調整力の公募調達に係る考え方」に「調整力を提供したものの、一般送配電事業者から指令された要件を満たさなかった場合」、「調整力を提供することができなかった期間に対する容量 (kW) 価格を受け取れない」とされていることを踏まえ、一部の要件を提供できない場合も、原則として、全部の要件を提供できない場合と同様に停止割戻料金の算定を行なうことを考えています。 本年の募集にあたっては、ベースラインの設定等、試行的な部分も多くあることにも鑑み、本要綱においては、停止割戻・超過停止割戻のみを設定しております。ただし、実際のパフォーマンスが契約で定めた要件を (一部でも) 満たさないと考えられる場合などは、その実績等を踏まえて、機能の確認・試験をお願いしたり、契約書 (契約の解除) に則り是正を求めることがあります。

番号	該当箇所	意見	回答
175	第8章 契約条件 (11) ペナルティ (ロ) 停止割戻料金の算定式	<p>停止割戻料金の算定式について、どのように算定されるのかより詳細な情報をご提示いただきたい。具体的には、停止割戻対象時間 (最長2時間) は、どのように求められるのかご教示いただきたい。諸外国の電力市場では、ペナルティは実際のパフォーマンスに応じて算定・評価されるのが通常である。例えば、100MWの契約容量を持つ電源が、実際に発動されたときに80MW提供した場合、当該電源は提供に失敗した不足分20MWに対してペナルティを払うようになっている。100MWの契約容量全体に対してのペナルティを払うことにはなっていない。本公募案件においても同様にペナルティが規定されていると認識しているが、念の為に確認いただきたい。また、いくつかの異なるパフォーマンスシナリオにおいてペナルティの算定の仕方を説明した具体例をご提示いただきたい。</p>	<p>経済産業省の「一般送配電事業者が行なう調整力の公募調達に係る考え方」に「調整力を提供したものの、一般送配電事業者から指令された要件を満たさなかった場合」、「調整力を提供することができなかった期間に対する容量 (kW) 価格を受け取れない」とされていることを踏まえ、一部の要件を提供できない場合も、原則として、全部の要件を提供できない場合と同様に停止割戻料金の算定を行なうことを考えています。</p> <p>本年度の募集にあたっては、ベースラインの設定等、試行的な部分も多くあることにも鑑み、本要綱においては、停止割戻・超過停止割戻のみを設定しております。</p> <p>ただし、実際のパフォーマンスが契約で定めた要件を (一部でも) 満たさないと考えられる場合などは、その実績等を踏まえて、機能の確認・試験をお願いしたり、契約書 (契約の解除) に則り是正を求めることがあります。</p>

番号	該当箇所	意見	回答
1	<p><年間12回以上の発動の可能性に対応する条件について></p>	<p>年間12回以上の発動の可能性に対応できる点から見ると、月の半分は4万kWとなるため、瞬時調整電力は3.5～4万kWでもこの条件をクリアできます。この場合は瞬時調整電力は3.5～4万kWでも良いと判断していいですか。</p>	<p>調整力契約電力は、年間において当社の指令に応じ、運転継続時間に供出可能な出力となります。ご意見の場合、調整力が3.5万～4万kWで変動されているのであれば、3.5万kWでの応札をお願いします。</p>
2	<p>第7条(6)</p>	<p>・契約期間を通じ、9時から20時の間に指令に従い運転可能であれば、発動時間を除く20時から翌9時までの間は本契約の対象外との認識でよろしいでしょうか。</p>	<p>原則として、本契約に基づく調整力供出の指令は行ないません。ただし、調整力の提供が可能な場合は、必要に応じて発動することがあります。</p>
3	<p>第10条</p>	<p>・天変地異等やむを得ない事由によるものであると乙が認めた場合とありますが、双方による協議の余地はないとの理解でよろしいのでしょうか。第11条「なお書」では協議による旨が記載されています。</p>	<p>事業者からの停止理由の申し出を踏まえ、当社にて天変地異等やむを得ない事由によるものであると認められる場合を考えております。停止理由について詳細にご説明いただくことは否定しておりません。</p>
4	<p>第11条</p>	<p>・「なお書」の停止日数について、停止割り戻しでは時間単位で算定することとされていますが、時間割とはされないのでしょうか。</p>	<p>停止期間の2日目以降については、24時間に満たない停止が発生した場合においても停止日数1日として超過停止割戻料金を算定いたしますので、1分間であったとしても、1日として処理することで考えております。必要な量の調整力を予め計画的に確保する必要があることから、確実性などに鑑み、そのように取扱うこととしております。</p>

番号	該当箇所	意見	回答
1	<ペナルティについて>	実際に発動した場合、たまたま工場使用電力が低いときであったため瞬時調整電力より低くなるケースが必ずあります。このような場合、ペナルティはどうなるのでしょうか。	経済産業省の「一般送配電事業者が行なう調整力の公募調達に係る考え方」に「調整力を提供したものの、一般送配電事業者から指令された要件を満たさなかった場合」、「調整力を提供することができなかった期間に対する容量 (kW) 価格を受け取れない」とされていることを踏まえ、一部の要件を提供できない場合も、原則として、全部の要件を提供できない場合と同様に停止割戻料金の算定を行なうことを考えています。 本年度の募集にあたっては、ベースラインの設定等、試行的な部分も多くあることにも鑑み、本要綱においては、停止割戻・超過停止割戻のみを設定しております。 ただし、実際のパフォーマンスが契約で定めた要件を（一部でも）満たさないと考えられる場合などは、その実績等を踏まえて、機能の確認・試験をお願いしたり、契約書（契約の解除）に則り是正を求めることがあります。
2		電源 I ' 厳気象対応調整力 (kW) 契約書 (DR) と電源 I ' 厳気象対応調整力 (kWh) 契約書 (DR) の違いをわかりやすく解説頂きたい。	電源 I ' 厳気象対応調整力 (kW) 契約書 (DR) は、契約電力を確実に調達いただける様、容量の確保をお願いし、その対価として固定費（基本料金）をお支払いするものです。 電源 I ' 厳気象対応調整力 (kWh) 契約書 (DR) は、当社からの指令に応じて調整力を供出いただき、その対価として可変費（従量料金）をお支払いするものです。
3		スケジュール的に無理な事なのかと思いますが、SIIの補助金の様な公募説明会を開催して頂きたい。専門用語、新用語等が多く、当社は発電機を持っていない為どの項目が該当するのかなど、判りにくいため、調整力を提供して頂くても理解できていないので、会社上層部への上申が出来ない。説明を判り易くして頂きたい。	10/24(月) 13:15～、調整力公募にあたっての説明会を開催する予定です。
4		kW単価の目安などはないのでしょうか？当社では、瞬時調整特約の現在の単価が目安かと判断しておりますが、落差出来なければ一年間高い仕上り単価の電気を使用しなければならず、電力の安定供給はもちろんですが、安定した単価も必要毎年ころころ変動する（燃調以外で）様では、経営出来ない。公正・透明に調達を行う為にも、説明会を開催頂きたい。	10/24(月) 13:15～、調整力公募にあたっての説明会を開催する予定です。 なお、本調整力の公募は、募集要綱のとおり、事業者からの応札価格などにより落札候補者選定を行い、入札価格をもとに基本料金のお支払いをすることとしておりますので、落札される契約電源等の kW単価などは、分かりかねます。
5	第13条	上述より、第13条の電源 I ' 厳気象対応調整力の提供期間について「夏季のみ」、「夏季と冬季」や月毎に設定できるようにしていただきたい。	安定した調整力を確保する観点から、年間募集としております。
6	第6条：設備要件	・計測はアグリゲーターが実施する。	本募集要綱に基づく契約においては、当社にて計量を行ない、その計量値をもとに精算いたします。
7	第6条：設備要件	・スマートメーターからのパルス、Bluetooth連携測定器（BEMS、HEMS）で計測する。	本募集要綱に基づく契約においては、当社にて計量を行ない、その計量値をもとに精算いたします。

番号	該当箇所	意見	回答
8	第6条：設備要件	・需要家了承を得られた場合、一般送配電事業者が上記提供を受諾するルール（申請方法、処置・応諾期間）等を予め設定する。	アグリゲータと新電力および需要家との間に関する事柄については、当事者間で調整いただくようお願いいたします。本要綱においてアグリゲータと新電力の間のデータのやりとりを阻害するものではありません。
9	第7条：運用要件	DR発動制限：システム条件に基づく明確な発動条件が設定されることを前提として、60時間の発動合計を提案する（但し、1発動/日が上限、連続発動は3日が上限）。	入札された場合、募集要件に基づき審査いたします。
10	第7条：運用要件	・最低運転継続時間について、ネガワットについては現在の実証において継続時間はメニュー別に30分、1時間、2時間と設定されており、これらに沿った仕組みとしていただきたい。	原則3時間の提供可能時間が考えています。ただし、3時間より短いものでも応札可能ですが、基準に満たないものについては、落札評価で考慮いたします。
11	第9条料金の算定	・基本料金は全ての対応可能な日時に応じて支払われる。	今回の公募に関しては、1年間の調整力の提供を前提とし、それに対する対価としての基本料金のお支払いを考えております。また、年間停止可能日数を超過して停止をされる場合は、超過停止割戻を適用させていただきます。その他詳細につきましては、募集要綱ならびに契約書（ひな型）をご覧ください。
12	第9条料金の算定	・ディスパッチオーダー：リソースはコストの安いものから使用される。ネガワットは、全ての発電リソースが発動された後に発動されることとなる。	発動の順番は、運用条件等により異なります。
13	第9条料金の算定	・ネガワット提供要件：各リソースは最低でも約束した容量の100%を提供する。上限は設定されない。	原則、契約電力に基づく調整力の供出をお願いします。
14	第9条料金の算定	・失敗時の取り扱い：ネガワット提供に失敗したリソースは提供した容量割合に応じて、対価の減額がなされる（但し減額上限は報酬の100%）	経済産業省の「一般送配電事業者が行なう調整力の公募調達に係る考え方」に「調整力を提供したものの、一般送配電事業者から指令された要件を満たさなかった場合」、「調整力を提供することができなかった期間に対する容量（kW）価格を受け取れない」とされていることを踏まえ、一部の要件を提供できない場合も、原則として、全部の要件を提供できない場合と同様に停止割戻料金の算定を行なうことを考えています。 本年度の募集にあたっては、ベースラインの設定等、試行的な部分も多くあることにも鑑み、本要綱においては、停止割戻・超過停止割戻のみを設定しております。 ただし、実際のパフォーマンスが契約で定めた要件を（一部でも）満たさないと考えられる場合などは、その実績等を踏まえて、機能の確認・試験をお願いしたり、契約書（契約の解除）に則り是正を求めることがあります。

番号	該当箇所	意見	回答
15	第10条：停止割戻	・今回設定される I ' のプログラムのパフォーマンスの上振れによるペナルティをなしとしていただきたい (I ' の目的より、緊急的電力不足時に発動されるものであるために、パフォーマンスの上振れによるペナルティが設定されるのは合理的でないと考えため)。	本年度の募集にあたっては、ベースラインの設定等、試行的な部分も多くあることにも鑑み、本要綱においては、停止割戻・超過停止割戻のみを設定しております。ただし、実際のパフォーマンスが契約で定めた要件を (一部でも) 満たさないと考えられる場合などは、その実績等を踏まえて、機能の確認・試験をお願いしたり、契約書 (契約の解除) に則り是正を求めることがあります。
16	第12条：料金の支払	・取引決済は毎月1回実施していただきたい。	契約書 (ひな型) に記載の通り、基本料金については原則翌月 (契約期間の最終月は翌々月)、従量料金については翌々月に、月毎の料金精算を行なうことを考えております。
17	第13条：電源 I '	・アグリゲーターとして複数年契約も用意していただきたい。	経済産業省の「一般送配電事業者が行なう調整力の公募調達に係る考え方」に「本報告書の策定時点においては、旧一般電気事業者以外が保有する調整力を提供可能な電源等が多く存在しているとは言い難い状況であり、公募調達の実施当初から、複数年に亘る契約が一般送配電事業者と発電事業者等との間で締結された場合、事実上、今後の新規の発電事業者等の参入を排除することとなり、競争を阻害する可能性がある。このため、契約期間については、長くても1年間とすることが望ましいと考えられる。」と記載されていることを踏まえ、電源 I ' 厳気象対応調整力契約については1年間の契約としております。
18	第19条：損害賠償	・実際に負担した直接損害に限る。	契約にもとづく行為に伴い、一方が他方に損害を与えた場合、直接損害が否か、または、契約金額との大小に拘わらず、その損害について適切に賠償の責を負う必要があると考えております。
19	別紙1	参加需要家の募集は2017年4月直前まで行なうため、需要家リストの提出は契約後別途提出していただきたい。	次年度の供給計画作成に鑑み、本募集要綱に記載のスケジュールに則って落札候補者選定を行なうと考えております。当社は、一般送配電事業者として、周波数維持等の義務があり、確実に調整力を提供頂ける事業者を選定する必要があることから、アグリゲータさまにつきましては、応札時点で需要家の確保 (確保いただいている需要家について応札) をお願いいたします。 なお、応札以降で、対象需要家を追加いただくことは可能です。(その場合、電源 I ' 厳気象対応調整力契約電力の変更はできません。)
20	第19条 損害賠償	「間接損害及び特別損害を含む」を「実際に負担した直接損害に限る」への変更を検討していただきたい。また損害賠償の金額も契約金額を超えない限度額の設定を検討していただきたい。	契約にもとづく行為に伴い、一方が他方に損害を与えた場合、直接損害が否か、または、契約金額との大小に拘わらず、その損害について適切に賠償の責を負う必要があると考えております。
21	第20条 契約の解除	契約解除の条件を具体的に記述していただきたい。また両当事者にとって、契約の解除を回避するための措置及び状況改善する努力をする機会の設定を考慮していただきたい。	「本契約に定める規定に違反した場合」と記載しており、これより具体的に記述することは困難です。 なお、契約の解除については、本条第3項に記載している場合を除き、書面をもっての契約履行の催告を行なった上で、10日を経過しても契約が履行されない場合に、実施することとしております。

番号	該当箇所	意見	回答
22	第22条 運用細目	アグリゲータの測定デバイスの設置は該当するのをご教示いただきたい。	アグリゲータが、どこに、どのような測定器を、どのように設置するかを踏まえ、協議のうえ、必要に応じて運用細目を定めることになると考えております。
23	第24条 秘密保持義務	義務の期間を例えば契約解除後10年等の設定を考慮していただきたい。また、秘密保持義務の範囲をいかなる機密情報 (any proprietary information) に拡大していただきたい。	ご要望の意図・根拠が不明ですが、秘密保持については、永久に有効とすることを考えております。
24	別紙 1 契約電源等	参加需要家の募集は2017年4月直前まで行うため、需要家リストの提出は契約後別途提出としていただきたい。	次年度の供給計画作成に鑑み、本募集要綱に記載のスケジュールに則って落札候補者選定を行ないたいと考えております。当社は、一般送配電事業者として、周波数維持等の義務があり、確実に調整力を提供頂ける事業者を選定する必要があることから、アグリゲータさまにつきましては、応札時点で需要家の確保 (確保いただいている需要家について応札) をお願いいたします。 なお、応札以降で、対象需要家を追加いただくことは可能です。(その場合、電源 I ' 厳気象対応調整力契約電力の変更はできません。)
25	別紙 1 契約電源等	参加需要家の募集は2017年4月直前まで行うため、需要家リストの提出は契約後別途提出としていただきたい。アグリゲータがコミットしたMWを契約開始時点までに集められなかった場合のペナルティが課される場合には、他市場のペナルティ内容に沿ったリーズナブルなものとしていただきたい。	次年度の供給計画作成に鑑み、本募集要綱に記載のスケジュールに則って落札候補者選定を行ないたいと考えております。当社は、一般送配電事業者として、周波数維持等の義務があり、確実に調整力を提供頂ける事業者を選定する必要があることから、アグリゲータさまにつきましては、応札時点で需要家の確保 (確保いただいている需要家について応札) をお願いいたします。 なお、応札以降で、対象需要家を追加いただくことは可能です。(その場合、電源 I ' 厳気象対応調整力契約電力の変更はできません。)

番号	該当箇所	意見	回答
1	<p><「10年に一度の猛暑時等需給逼迫時に…」の記述について></p>	<p>この記述から瞬時調整発動頻度はこれまでと同じ頻度と見ていいですか</p>	<p>従来の瞬時調整契約と今回の電源 I ' の契約は異なるため、発動頻度の比較はできません。電源 I ' 募集要綱のはじめに「主に10年に1度の猛暑時等需給ひっ迫時に需給バランスを調整を実施するための調整力を確保するため」との記載がありますが、これはあくまでも、そのような需給ひっ迫時にも対応できる調整力を確保することを意図しております。一方で、運用者としては、可能なリソースを運用の中で効率的・効果的に活用することを志向します。</p>
2	<p>第3条</p>	<p>・発電量調整供給契約の契約当事者と甲が同一でない場合の扱いはどのようになるのでしょうか。</p>	<p>調整力契約者が当該契約電源等に係る託送供給等約款における発電契約者と異なる場合も、発電契約者と調整の上、発電機ごとの発電等計画値を提出いただきたいと考えております。具体的には、広域機関の送配電等業務指針に基づき、当社から発電契約者に求めることになるかと考えております。</p>
3	<p>第3条</p>	<p>・要綱では、主に10年に1度の調整力を確保するためとありますので、基本的に発電計画値はゼロになるとの理解でよろしいでしょうか。仮にそうであれば、提出する必要があるのでしょうか。</p>	<p>発電設備の全量を電源 I ' 厳気象対応調整力と供出いただける場合は、発電計画値はゼロとなるかと考えられます。発電設備の一部容量を供出される場合は、残りの部分についての発電計画が、発電契約者にて策定されるものと考えます。このことから、全ての調整力契約者において、発電機ごとの発電等計画値の提出をおねがいするものです。</p>

番号	該当箇所	意見	回答
1	< 契約期間について >	瞬時調整契約の金額影響が大きいため今の 1 年契約を超えた長期的な契約を締結したいと思いますが、そのような契約形態は検討する余地はないのでしょうか	経済産業省の「一般送配電事業者が行なう調整力の公募調達に係る考え方」に「本報告書の策定時点においては、旧一般電気事業者以外が保有する調整力を提供可能な電源等が多く存在しているとは言い難い状況であり、公募調達の実施当初から、複数年に亘る契約が一般送配電事業者と発電事業者等との間で締結された場合、事実上、今後の新規の発電事業者等の参入を排除することとなり、競争を阻害する可能性がある。このため、契約期間については、長くても 1 年間とすることが望ましいと考えられる。」と記載されていることを踏まえ、電源 I ' 厳気象対応調整力契約については 1 年間の契約としております。
2		電源 I ' 厳気象対応調整力 (kW) 契約書 (DR) と電源 I ' 厳気象対応調整力 (kWh) 契約書 (DR) の違いをわかりやすく解説頂きたい。	電源 I ' 厳気象対応調整力 (kW) 契約書 (DR) は、契約電力を確実に調達いただける様、容量の確保をお願いし、その対価として固定費 (基本料金) をお支払いするものです。 電源 I ' 厳気象対応調整力 (kWh) 契約書 (DR) は、当社からの指令に応じて調整力を供出いただき、その対価として可変費 (従量料金) をお支払いするものです。
3	第 18 条	上述より、第 18 条の調整力の提供期間について「夏季のみ」、「夏季と冬季」や月毎に設定できるようにしていただきたい。	安定した調整力を確保する観点から、年間募集としております。
4	第 3 条：発電等可能量の提出と調整力ベースラインの設定	・有効数字は小数点以下第 1 位四捨五入 (ベースライン、計測値も同様) とする。	契約書 (ひな型) 記載の通り、発電等出力の増加電力量の単位は、1kWh とし、その端数は、小数点以下第 1 位四捨五入するものとしております。なお、計量ならびに、発電等出力の増加電力量の算定は、当社にて実施します。
5	第 3 条：発電等可能量の提出と調整力ベースラインの設定	・アグリゲーター単位効果は、全需要家のベースライン合計値と計測合計値との差とする。	電源 I ' 厳気象対応調整力募集要綱 第 9 章「その他」にある通り、当社と調整力契約者との間で、ベースラインの値と需要実績の値との差分に対して、調整力対価をお支払いすることとしております。また、同じく第 5 章「募集概要」にある通り、契約はアグリゲータを特定の上、実施します。
6	第 3 条：発電等可能量の提出と調整力ベースラインの設定	・DR品質は通告時間内の上下ブレ幅設定あり (例えば、±10%) とする。	原則、契約電力に基づく調整力の供出をお願いします。
7	第 3 条：発電等可能量の提出と調整力ベースラインの設定	・代替ベースラインの 1 つ発電量計測の扱いと実施方法の整理 (検付メータなど) をお願いしたい。	電源 I ' 厳気象対応調整力募集要綱 第 9 章「その他」にある通り、調整力ベースラインの設定方法については、当社の託送供給等約款、「ネガワット取引に関するガイドライン」における標準ベースライン等を踏まえ、電源 I ' 厳気象対応調整力 (kWh) 契約の中で、個別に協議し、取り決めさせていただくこととしております。その中で、当該需要家の設備状況などを踏まえながら、代替ベースライン採用の適否や具体的な方法について、協議・判断する必要があると考えております。

番号	該当箇所	意見	回答
8	第 3 条：発電等可能量の提出と調整力ベースラインの設定	・昼休み等ベースラインに対し特殊な条件となった場合のペナルティ回避をお願いしたい。	原則、昼休み等の時間帯も調整力提供時間としているため、ペナルティ対象となります。
9	第 8 条：需給運用への参加	・ネガワットについては現在の実証において10分前予告、1時間前予告、4時間前予告で分かれているので、今回の入札にあっても、電力会社からの指令からその指令に応じるまでの時間ごとにメニューを分割していただきたい。また、指令から実施までの時間が短いメニューほど評価されるような仕組みとしていただきたい。	指令受信から調整実施までの時間については、入札書にて申し出いただくこととしております。指令から調整まで1時間未満のものについては、ゲートクローズ以降（1時間未満）に対応可能となりますので、評価上加点することとしております。1時間未満の加点の細分化は、現在考えておりません。
10	第 1 3 条：調整電力量の算定	・有効数字は小数点以下第 1 位四捨五入（ベースライン、計測値も同様）とする。	契約書（ひな型）記載の通り、発電等出力の増加電力量の単位は、1kWhとし、その端数は、小数点以下第 1 位四捨五入するものとしております。なお、計量ならびに、発電等出力の増加電力量の算定は、当社にて実施します。
11	第 1 3 条：調整電力量の算定	・アグリゲーター単位効果は、全需要家のベースライン合計値と計測合計値との差とする。	電源 I ' 廠気象対応調整力募集要綱 第 9 章「その他」にある通り、当社と調整力契約者との間で、ベースラインの値と需要実績の値との差分に対して、調整力対価をお支払いすることとしております。また、同じく第 5 章「募集概要」にある通り、契約はアグリゲータを特定の上、実施します。
12	第 1 3 条：調整電力量の算定	・DR品質は通告時間内の上下ブレ幅設定あり（例えば、±10%）とする。	原則、契約電力に基づく調整力の供出をお願いします。
13	第 1 3 条：調整電力量の算定	・代替ベースラインの 1 つ発電量計測の扱いと実施方法の整理（検付メータなど）をお願いしたい。	電源 I ' 廠気象対応調整力募集要綱 第 9 章「その他」にある通り、調整力ベースラインの設定方法については、当社の託送供給等約款、「ネガワット取引に関するガイドライン」における標準ベースライン等を踏まえ、電源 I ' 廠気象対応調整力（kWh）契約の中で、個別に協議し、取り決めさせていただくこととしております。その中で、当該需要家の設備状況などを踏まえながら、代替ベースライン採用の適否や具体的な方法について、協議・判断する必要があると考えております。
14	第 1 5 条：電力量料金および起動費に係る単価の提出	・需要家単位の報告内容は現行通りとしていただきたい。	本募集要綱に基づく契約においては、当社にて計量を行ない、その計量値をもとに精算するため、基本的に、実績の報告は不要です。ただし、契約電源等が当社の指令に応じた調整力の供出を行なえていないと考えられる場合などには、当社から報告を求めることもあり得ます。その際報告いただく内容については、契約電源等の応動状況などを踏まえ、判断します。

番号	該当箇所	意見	回答
15	第 1 5 条 : 電力量 料金および起動費に 係る単価の提出	・アグリゲーター単位の報告内容は拠点内訳も報告 (上記と同じ内容) する。	本募集要綱に基づく契約においては、当社にて計量を行ない、その計量値をもとに精算するため、基本的に、実績の報告は不要です。ただし、契約電源等が当社の指令に応じた調整力の供出を行なえていないと考えられる場合などには、当社から報告を求めるともありません。その際報告いただく内容については、契約電源等の応動状況などを踏まえ、判断します。
16	第 1 5 条 : 電力量 料金および起動費に 係る単価の提出	・報告時期は毎月 1 回 (月末) に纏めて実施していただきたい。速報対応を求められる場合の対応時間を明確にしていきたい (例えば、24h 以内、12h 以内など)。	計量器については、当社託送供給等約款に基づく計量器を用いて、調整力ベースラインの設定、ならびに、当社からのオンライン指令に基づく調整力ベースラインからの出力増を特定できることを前提とし、本要綱のみに基づく計量器の設置は不要です。具体的には、アグリゲータが集約する需要家等の状況 (計量器の種類 (例えば 30 分計量の可否等) ・設置形態等) を踏まえ、個別協議させていただきます。本募集要綱に基づく契約においては、当社にて計量を行ない、その計量値をもとに精算するため、基本的に、実績の報告は不要です。ただし、契約電源等が当社の指令に応じた調整力の供出を行なえていないと考えられる場合などには、当社から報告を求めるともありません。その際報告いただく内容については、契約電源等の応動状況などを踏まえ、判断します。
17	第 1 5 条 : 電力量 料金および起動費に 係る単価の提出	・計測手段は過度に限定せず、現状の料金計算で認められている入手手段と同等の許容度となる様をお願いしたい。	計量器については、当社託送供給等約款に基づく計量器を用いて、調整力ベースラインの設定、ならびに、当社からのオンライン指令に基づく調整力ベースラインからの出力増を特定できることを前提とし、本要綱のみに基づく計量器の設置は不要です。具体的には、アグリゲータが集約する需要家等の状況 (計量器の種類 (例えば 30 分計量の可否等) ・設置形態等) を踏まえ、個別協議させていただきます。
18	第 1 5 条 : 電力量 料金および起動費に 係る単価の提出	・従量料金は提供されたすべての kWh に応じて支払われる。	電源 I ' 廠気象対応調整力募集要綱 第 8 条「契約条件」にあるとおり、(上げ調整のみに応じていただける契約者には) 上げ調整を実施していただいた調整電力量に対し従量料金をお支払いします。
19	第 1 5 条 : 電力量 料金および起動費に 係る単価の提出	・ディスパッチオーダー : リソースはコストの安いものから使用される。ネガワットは、全ての発電リソースが発動された後に発動されることとなる。	発動の順番は、運用条件等により異なります。
20	第 1 5 条 : 電力量 料金および起動費に 係る単価の提出	・ネガワット提供要件 : 各リソースは最低でも約束した容量の 100% を提供する。上限は設定されない。	原則、契約電力に基づく調整力の供出をお願いします。
21	第 1 5 条 : 電力量 料金および起動費に 係る単価の提出	・失敗時の取り扱い : ネガワット提供に失敗したリソースは提供した容量割合に応じて、対価の減額がなされる (但し減額上限は報酬の 100%)	経済産業省の「一般送配電事業者が行なう調整力の公募調達に係る考え方」に「調整力を提供したものの、一般送配電事業者から指令された要件を満たさなかった場合」、「調整力を提供することができなかった期間に対する容量 (kW) 価格を受け取れない」とされていることを踏まえ、一部の要件を提供できない場合も、原則として、全部の要件を提供できない場合と同様に停止割戻料金の算定を行なうことを考えています。本年度の募集にあたっては、ベースラインの設定等、試行的な部分も多くあることにも鑑み、本要綱においては、停止割戻・超過停止割戻のみを設定しております。ただし、実際のパフォーマンスが契約で定めた要件を (一部でも) 満たさないと考えられる場合などは、その実績等を踏まえて、機能の確認・試験をお願いしたり、契約書 (契約の解除) に則り是正を求めることがあります。

番号	該当箇所	意見	回答
22	第 1 5 条 : 電力量 料金および起動費に 係る単価の提出	・ベースライン : High 4 of 5 profile baseline (当日調整あり)	電源 I ' の調整力ベースラインは、要綱第 9 章 1. (1) 口. DR を活用した応札者の場合に記載のとおり、個別に協議し、その設定方法を取り決めます。
23	第 1 5 条 : 電力量 料金および起動費に 係る単価の提出	・計器/遠隔測定 : 各参加需要家サイトでの 5 分毎のデータ読み込み	ご意見の主旨が判りかねますが、調整力の精算にかかる計量は、当社にて、記録型等計量器により、30 分単位に実施し、検針日に検針させていただくことを考えております。
24	第 1 5 条 : 電力量 料金および起動費に 係る単価の提出	・送配電会社によるリアルタイムの遠隔測定は要求されない	電源 I ' については、リアルタイムの遠隔測定 (TM 情報) は必須といたしません。
25	第 1 5 条 : 電力量 料金および起動費に 係る単価の提出	・発動制限 : システム条件に基づく明確な発動条件が設定されることを前提として、60 時間の発動合計を提案する (但し、1 発動/日が上限、連続発動は 3 日が上限)。	入札された場合、募集要件に基づき審査いたします。
26	第 1 7 条 : 料金の 支払い	・取引決済は毎月 1 回実施としていただきたい。	契約書 (ひな型) に記載の通り、基本料金については原則翌月 (契約期間の最終月は翌々月)、従量料金については翌々月に、月毎の料金精算を行なうことを考えております。
27	第 1 8 条 : 調整力 の提供期間および 契約の有効期間	・アグリゲーターとして複数年契約も用意していただきたい。	経済産業省の「一般送配電事業者が行なう調整力の公募調達に係る考え方」に「本報告書の策定時点においては、旧一般電気事業者以外が保有する調整力を提供可能な電源等が多く存在しているとは言い難い状況であり、公募調達の実施当初から、複数年に亘る契約が一般送配電事業者と発電事業者等との間で締結された場合、事実上、今後の新規の発電事業者等の参入を排除することとなり、競争を阻害する可能性がある。このため、契約期間については、長くても 1 年間とすることが望ましいと考えられる。」と記載されていることを踏まえ、電源 I ' 廠気象対応調整力契約については 1 年間の契約としております。
28	第 2 4 条 : 損害賠償	実際に負担した直接損害に限る。上限は契約金額とする。	契約にもとづく行為に伴い、一方が他方に損害を与えた場合、直接損害が否か、または、契約金額との大小に拘わらず、その損害について適切に賠償の責を負う必要があると考えております。

番号	該当箇所	意見	回答
29	第 1 条 調整力「当社が指定する系統安定上必要な調整機能を有する負荷設備であって別途当社と調整に関する契約を締結する設備」	当該箇所は、アグリゲータ事業者が需要家獲得の営業をするときに考慮すべきかどうかご教示いただきたい。	アグリゲータ事業者が、需要家を獲得の上、当社電源 I ' 廠気象対象調整力公募に応募され、落札され、当社と電源 I ' 廠気象対応調整力 (kWh) 契約を締結された場合、当該需要家は、当社託送供給等約款上、「当社が指定する系統安定上必要な調整機能を有する負荷設備であって別途当社と調整に関する契約を締結する設備」として扱われるということの意味しております。
30	第 12 条 通信設備等の施設	具体的にどのような設備かご教示いただきたい。	受信信号・送信信号ともに、当社とアグリゲータ間の通信となります。DR に対するオンライン指令の要件・仕様等については、全国大で標準化が必要な課題と認識しております。今年度の公募におけるオンライン要件の適否については、個別に判断させていただきますので、応札の際、事業者において実現可能な通信手段についてご記載願います。
31	第 24 条 損害賠償	「間接損害及び特別損害を含む」を「実際に負担した直接損害に限る」への変更を検討していただきたい。また損害賠償の金額も契約金額を超えない限度額の設定を検討していただきたい。	契約にもとづく行為に伴い、一方が他方に損害を与えた場合、直接損害か否か、または、契約金額との大小に拘わらず、その損害について適切に賠償の責を負う必要があると考えております。
32	k	義務の期間を例えば契約解除後 10 年等の設定を考慮していただきたい。また、秘密保持義務の範囲をいかなる機密情報 (any proprietary information) に拡大していただきたい。	ご要望の意図・根拠が不明ですが、秘密保持については、永久に有効とすることを考えております。
33	別紙 1 契約電源等一覧表	参加需要家の募集は 2017 年 4 月直前まで行うため、需要家リストの提出は契約後別途提出としていただきたい。	次年度の供給計画作成に鑑み、本募集要綱に記載のスケジュールに則って落札候補者選定を行ないたいと考えております。当社は、一般送配電事業者として、周波数維持等の義務があり、確実に調整力を提供頂ける事業者を選定することから、アグリゲータさまにつきましては、応札時点で需要家の確保 (確保いただいている需要家について応札) をお願いいたします。なお、応札以降で、対象需要家を追加いただくことは可能です。(その場合、電源 I ' 廠気象対応調整力契約電力の変更はできません。)
34	別紙 1 契約電源等一覧表	Agreed	ご意見の内容が不明なため、回答は差し控えます。